



る国内事業所等を」として、地方税法及びこれに基づく命令の規定並びにこの章の規定を適用する。

## 第五条 (相互主義) この

十一條の三までを除く。の規定は、次の各号のいずれかに該当しない場合には、適用しない  
一一 居住者又は内国法人の所得（この章（第二  
一条から次条まで、第七条第七項から第二十二  
項まで及び第二十四項、第八条から第十条ま  
で、第十一條第六項から第十三項まで、第十一

二条から第十四条まで、第五十五条第十一項から第十八項まで、第二十五条から第三十項まで及び第三十二項、第六十六条、第七十七条、第十八条第三項から第六項まで、第十九条第六項及び第七項、第二十条第五項、第二十二条、第二十二条第一項から第五項まで、第二十三条第四項、第二十四条、第二十六条第四項及び第五項、第二十七条、第二十八条第二項並びに第二十九条から第四十三条までを除く。)の規定(以下この章において「所得税等の非課税等に関する規定」)と(二)により外国居住者等に対する所得又は法人税を軽減し、又は課さないこととされる所得税等の非課税等に関する規定に規定する国内源泉所得(以下この号において「対象国内源泉所得」という。)に相当するものに限る)で当該外国居住者等に係る外国の法令により当該外国において生じたものとされるものについて、当該外国において、所得税等の非課税等に関する規定により当該外国居住者等の対象国内源泉所得に対して所得税又は法人税を軽減し、又は課さないこととされる条件と同等又是有利な条件により所得税又は法人税に相当する税が軽減され、又は免除されること。

二 内国法人と当該内国法人に係る租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第六十六条の第一項に規定する国外関連者(国外居住者等に該当するものに限る。以下この号において「特定国外関連者」という。)との間の取引につき同項の規定の適用がある場合において、当該特定国外関連者に係る外国の租税に関する権限のある機関が第十四条第一項の確認に係る事実に相当する事実を確認したとしたならば、当該外国において当該取引に係る同法第六十六条の四第一項に規定する

**第六条** 外国居住者等が有する所得税等の非課税等(所得税又は法人税の非課税等の制限)等に関する規定に規定する国内源泉所得(当該所得税等の非課税等に関する規定により当該国外居住者等に対して所得税又は法人税を軽減し、又は課さないこととされるものに限る。以下この条において同じ。)に関して、当該外国居住者等又はその関係者による当該国内源泉所得の基因となる権利又は財産の設定又は移転その他の行為の主たる目的の一つが、当該所得税等

**第六条** 外国居住者等が有する所得税等の非課税又は法人税の非課税等の制限

関する権限のある機関に対する請求権が時効により消滅した後に第三十三条第一項の確認に係る事実に相当する事実を確認したとしたならば、当該請求権の時効の完成にかかるわらず、当該外国において当該外国の租税として納付すべき税額に相当する額と当該外国の租税として納付された金額に相当する額との差額に相当する金額が還付され、又は支給されること。

のとする更正に限る。)に相当する処分が行われること。

四 外国との租税に関する権限のある機関が当該外国の法令に基づき当該外国の租税(所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収の方法に類する方法により課されるものに限る。以下この号において同じ。)に関する国税通則法第五十六条第一項に規定する還付金等に相当するものに係る当該外国の租税に

として同じくに該する分を除くことができる期間を経過した後第三十二条第一項の確認に係る事実に相当する事実を確認したこととしたならば、当該期間の経過にかかるらず、当該外国において更正（納付すべき税額を減少させる更正又は同法第二条第六号ハに規定する純損失等の金額に相当する金額で同条第九号に規定する課税期間に相当する期間において生じたもの若しくは還付金の額を増加させる更正若しくはこれらの金額があるも

独立企業間価格に相当する金額を当該取引の対価の額として当該特定国外関連者に係る当該外国の租税の課税標準又は欠損の金額が計算されること。

三　外国の租税に関する権限のある機関が当該外国の法令に基づき更正（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二十四条又は第三十二条の規定による更正）を以てこの規章（第三十四条及び第三十八条を除く。）において同様（一目当十の丸子で行うことを）ぶ

の非課税等に関する規定の適用を受けることである場合には、当該所得税等の非課税等に関する規定は、適用しない。

（事業から生ずる所得  
税の非課税等）

個人に対する所得税又は法人

（）に掲げる国内源泉所得（同項第一号に掲げる国内源泉所得に該当するものを除く。）

四 法人税法第百三十九条

十八条第一項第六号に掲げる  
高額第一号に掲げる国内源

一　法人税法第二百三十八条第一項第一号に掲げる国内源泉所得（同項第一号及び第三号から第六号までに掲げる国内源泉所得に該当するものを除く。）

二　法人税法第二百三十九条第一項第四号に掲げる国内源泉所得のうち政令で定めるもの（同項第一号に掲げる国内源泉所得に該当するものを除く。）

三　法人税法第二百三十八条第一項第五号（船舶又は航空機の貸付けによる対価に係る部分に

## 一 法人税法第百三十九条の国内源泉所得（同）

(一) 及び第十三号(便用料の供給等によるもの)並びに第一号(便用料の供給等によるもの)から第十七号までに掲げる国内源泉所得(同項第一号に掲げる国内源泉所得に該当するものを除く。)のうち、當該外国居住者等に係る外国においてその法令に基づき當該外国居住者等の所得として取り扱われるものについては、法人税を課さない。

る国内源泉所得のうち政令で定めるもの（同項第一号に掲げる国内源泉所得に該当するものを除く。）

三 所得税法第二百六十二条第一項第七号（船舶又は航空機の貸付けによる対価に係る部分に限る。）に掲げる国内源泉所得（同項第一号に掲げる国内源泉所得に該当するものを除く。）

四 所得税法第二百六十二条第一項第八号から第十一号まで、第十二号（雇用料に係る部分に限る）

ち、当該外国居住者等に係る外国においてその法令に基づき当該外国居住者等の所得として取り扱われるものについては、所得税を課さない。

二 所得税法第二百六十二条第一項第一号に掲げる国内源泉所得（同項第一号、第三号から第七号まで及び第十七号に掲げる国内源泉所得に該当するものを除く。）

二 所得税法第二百六十二条第一項第六号に掲げ

(事業から生ずる所得に対する所得税又は法人税の非課税等) 第七条 外国居住者等が有する事業から生ずる所得(所得税等の非課税等に関する規定(この条の規定を除く。)の適用があるものその他政令で定めるものを除く。次項及び第三項において同じ。)で次に掲げるものの該当するもののうちの非課税等に関する規定の適用を受けることのある場合には、当該所得税等の非課税等に関する規定は、適用しない。

（）に掲げる国内源泉所得（同項第一号に掲げる国内源泉所得に該当するものを除く。）

四 法人税法第百三十九条

十八条第一項第六号に掲げる  
高額第一号に掲げる国内源

。居住者又は内国法人が支払を受ける対象事業所得のうち、外国においてその法令に基づき当該居住者又は内国法人が構成員となつていてる当該外国において設立された団体の所得として取り扱われるもの（以下この条及び次条において「特定対象事業所得」という。）については、所  
得税法第七条第一項第四号、第一百七十四条、第一百七十五条、第一百八十二条、第一百四四条第一項、第二百七条、第二百九条の二、第二百十一条

居住者又は内国法人とする。

る国以外の外国においてその法令に基づき当該非居住者又は外国法人が構成員となつてゐる当該外国において設立された団体の所得として取り扱われるもの（第七項及び第八項において「第三国団体対象事業所得」という。）については、所得税法第二百十二条第一項及び第二項並びに租税特別措置法第九条の三の二第一項、第四十一条の九第三項及び第四十一条の十二の二第一項から第三項までの規定の適用はないもの

非居住者又は外国法人が有する対象事業所得のうち、当該非居住者又は外国法人に係る外国においてその法令に基づき当該非居住者又は外国法人が構成員となつてゐる当該外国において設立された団体の所得として取り扱われるものについては、所得税又は法人税を課さない。非居住者又は外国法人が支払を受ける対象事業所得のうち、当該非居住者又は外国法人に係

り扱われる部分については、所得税又は法人税の規定する所得で、かつ有する外貨事業用現金(事業から生ずる所得で、該各号又は前項各号に掲げるものに該当するものをいう。以下この条において同じ。)のうち、当該外国においてその法令に基づき当該外国法人の法人税法第二条第十四号に規定する株主等(当該外国法人が人格のない社団等である場合の株主等に準ずる者を含む。以下この章において「株主等」という。)である当該外国に係る外国居住者等の所得として取扱われる部分については、所得税又は法人税

限る。)に掲げる国内源泉所得(同項第一号に掲げる国内源泉所得に該当するものを除く。)  
四 法人税法第二百三十八条第一項第六号に掲げる国内源泉所得(同項第一号に掲げる国内源泉所得に該当するものを除く。)  
泉所得に該当するものを除く。)  
外国法人(外国に本店又は主たる事務所を有する法人(人格のない社団等を含む。以下この章において同じ。)に限る。以下この項において同じ。)が有する財産事務所得(事業から生

及び第二百十二条第三項並びに租税特別措置法第九条の三の二第一項、第四十一条の九第二項及び第三項並びに第四十一条の十二の二第一項から第三項までの規定の適用はないものとする。

所得税法第百六十七条第一項（第二号及び第三号を除く。）及び第三項の規定は、非居住者は、又は外国法人が第三国団体対象事業所得（同法第百六十五条又は法人税法第百四十二条若しくは第百四十二条の十の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける場合について準用する。この場合において、所得税法第百七十二条第一項中「次条の規定による申告書を提出することができる場合を除き、その年の翌年三月十五日（同日前に国内に居所を有しないこととなる場合には、その有しないこととなる日）」とあるのは、「その年の翌年三月十五日」と、同項第一号中「第百七十条（税率）」とあるのは、「第百七十条（非居住者に係る税率）」若しくは第百七十九条（外国法人に係る税率）又は租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三条第一項（利子所得の分離課税等）、第八条の二第一項若しくは第三項（私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等）、第九条の三（上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等の特例）、第四十一条の九第一項（懸賞金預貯金等の懸賞金等の分離課税等）若しくは第四十一条の十第一項（定期積金の給付補填金等の分離課税等）」と、同項第四号中「国内における勤務」とあるのは、「支払を受ける第三国団体対象事業所得（外國居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の課税等に関する法律第七条第五項（事業から生ずる所得に対する所得税又は法人税の非課税等）に規定する第三国団体対象事業所得をいう。）」と、同条第三項中「非居住者」とあるのは、「非居住者又は外国法人」と、「同項第三号」とあるのは、「同項第一号」と、「金額」とあるのは、「同項第二号」である。該金額と同項第二号に掲げる金額との合計額」とあるのは、「所得税の額」と読み替えるものとするほか、必要な技術的代替えは、政令で定める。

所得税法第百六十四条第一項第一号に掲げる非居住者が支払を受けるべき第三国団体対象事業所得で同号に定める国内源泉所得に該当するもの（租税特別措置法第八条の五第一項各号に

三　所得税法第六十五条第一項の規定により、同法第七十一条、第七十二条、第七十八条、第八十六条及び第八十七条の規定に準じて計算する場合には、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、申告不要第三国団体対象配当等に係る配当所得等の金額」という。」を除く。」とする。

二　所得税法第六十五条第一項の規定により、同法第六十九条の規定に準じて計算する場合には、同条第一項中「各種所得の金額」とあるのは、「各種所得の金額（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第七条第八項（申告不要第三国団体対象配当等に係る分離課税）に規定する申告不要第三国団体対象配当等に係る利子所得の金額又は配当所得の金額（以下「申告不要第三国団体対象配当等に係る配当所得等の金額」という。）を除く。）」とする。

一　申告不要第三国団体対象配当等に係る配当所得の金額は、その年中の申告不要第三国団体対象配当等の収入金額とする。

（二）次項第一号において「申告不要第三国団体対象配当等」という。に係る利子所得及び配当所得については、租税特別措置法第八条の五の規定は、適用しない。この場合において、当該申告不要第三国団体対象配当等に係る利子所得又は配当所得については、所得税法第六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該申告不要第三国団体対象配当等に係る利子所得の金額又は配当所得の金額に対する所得税の額は、当該申告不要第三国団体対象配当等に係る利子所得の金額又は配当所得の金額（次項第三号の規定により読み替えられた同法第七十二条、第七十八条、第八十六条及び第八十七条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の二十（租税特別措置法第八条の四第一項各号に掲げる利子等及び配当等にあつては、百分の十五）の税率を乗じて計算した金額に相当する金額とすることができる。

前項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

る。

10

のは「ものを除く。」及び外国居住者等所得相互免除法第七条第八項（申告不要第三国团体対象配当等に係る分離課税）に規定する申告不要第三国团体対象配当等に係るもの」と、「前節（税率）」とあるのは「前節（税率）及び外国居住者等所得相互免除法第七条第八項」と、同項第一号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び申告不要第三国团体対象配当等に係る配当所得等の金額（外国居住者等所得相互免除法第七条第九項第三号の規定により読み替えられた第七十二条、第七十八条、第八十六条及び第八十七条、雜損控除等）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この条において「申告不要第三国团体対象配当等に係る課税配当所得等の金額」と、同項第二号及び第三号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び申告不要第三国团体対象配当等に係る課税配当所得等の金額の合計額」と、同条第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額」申告不要第三国团体対象配当等に係る課税配当所得等の金額に係る所得税額」とする。

五 前各号に定めるもののほか、所得税法第六十一条において準用する同法第二編第五章の規定による申請又は申告に関する事項その他前後段の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

居住者が支払を受けるべき特定対象事業所得のうち、租税特別措置法第三条第一項に規定する一般利子等に該当するもの（以下この項において「特定対象利子」という。）に係る利子所得について、同条第一項の規定は、適用しない。この場合において、当該特定対象利子に係る利子所得の金額（以下この項において「特定対象利子に係る利子所得の金額」という。）に対し、特定対象利子に係る利子所得の金額（次項第三号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七までの規定の適用がある場合にいは、その適用後の金額）に百分の十五の税率を乗じて計算した金額に相当する所得税を課す。

一 前項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

二 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の四までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第七条第十項（特定対象利子に係る分離課税）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額（以下「特定対象利子に係る利子所得の金額」という。）」とする。

三 所得税法第六十九条の規定の適用については、同条第一項中「各種所得の金額」とあるのは、「各種所得の金額（特定対象利子に係る利子所得の金額を除く。）」とする。

四 所得税法第九十二条及び第九十五条の規定の適用については、同法第九十二条第一項中「前節（税率）」とあるのは「前節（税率）及び外国居住者等所得相互免除法第七条第十項（特定対象利子に係る分離課税）」と、同項第一号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び特定対象利子に係る利子所得の金額（外国居住者等所得相互免除法第七条第十一項第三号の規定により読み替えられた第七十二条から第八十七条まで（雑損控除等）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この条において「特定対象利子に係る課税利子所得の金額」という。）」の合計額」と、同項第二号及び第三号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び特定対象利子に係る課税利子所得の金額の合計額」と、同条第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額、特定対象利子に係る課税利子所得の金額に係る所得税額」と、同法第五十五条中「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び外国居住者等所得相互免除法第七条第十項（特定対象利子に係る分離課税）の規定による所得税の額」とする。

五 前各号に定めるもののほか、所得税法第二編第五章の規定による申請又は申告に関する

特例その他前項後段の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

のうち、租税特別措置法第八条の二第一項に規定する私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等に該当するもの（以下この項及び次項第一号において「特定対象収益分配」という。）に係る配当所得については、同条第一項の規定は、適用しない。この場合において、当該特定対象収益分配に係る配当所得については、所得税法第二十二条及び第八十九条の規定にかかるわらず、他の所得と区分し、その年中の当該特定対象収益分配に係る配当所得の金額（以下この項において「特定対象収益分配に係る配当所得の金額」という。）に対し、特定対象収益分配に係る配当所得の金額（次項第四号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の十五の税率を乗じて計算した金額に相当する所得税を課す。

一　所得稅法第二条第一項第三十号から第三十四号の四までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得稅等の非課稅等に関する法律（以下「外國居住者等所得相互免除法」という。）第七条第十二項（特定対象収益分配に係る分離課稅）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額（以下「特定対象収益分配に係る配当所得の金額」といふ。）」とする。

三　所得稅法第六十九条の規定の適用については、同条第一項中「各種所得の金額」とあるのは、「各種所得の金額（特定対象収益分配に係る配当所得の金額を除く。）」とする。

四　所得稅法第七十七条及び第七十二条から第八十七条までの規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、特定対象収益分配に係る配当所得の金額」とする。

税)の規定による所得税の額」とする。  
六 前各号に定めるもののほか、所得税法第二編第五章の規定による申請又は申告に関する場合特例その他前項後段の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。  
居住者が支払を受けるべき特定対象事業所得(租税特別措置法第八条の五第一項各号に掲げる利子等及び配当等に限る。以下この項及び次項第一号において「申告不要特定対象配当等」という。)に係る利子所得及び配当所得については、同条の規定は、適用しない。この場合において、当該申告不要特定対象配当等に係る利子所得又は配当所得については、所得税法第十二条及び第八十九条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額又は配当所得の金額に対する所得税の額は、当該申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額又は配当所得の金額(同項第四号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に百分の二十(租税特別措置法第八条の四第一項

項（特定対象収益分配に係る分離課税」と、同項第一号中「課税総所得金額」とあるのは、「課税総所得金額及び特定対象収益分配に係る配当所得の金額（外国居住者等所得相互免除法第七条第十三項第四号の規定により読み替えられた第七十二条から第八十七条まで（雑損控除等）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この条において「特定対象収益分配に係る課税配当所得の金額」という。）の合計額」と、同項第二号及び三号中「課税総所得金額」とあるのは、「課税総所得金額及び特定対象収益分配に係る課税配当所得の金額の合計額」と、同条第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは、「課税総所得金額に係る所得税額・特定対象収益分配に係る課税配当所得の金額に係る所得税額」と、同法第九十五条中「その年分の所得税の額」とあるのは、「その年分の所得税の額及び外国居住者等所得相互免除法第七条第十二項（特定対象収益分配に係る分離課税）の規定による所得税の額」とする。前各号に定めるもののほか、所得税法第二

15 各号に掲げる利子等及び配当等にあつては、百分の十五の税率を乗じて計算した金額に相当する金額とすることができる。  
前項後段の規定がある場合には、次に

二 定めるところによる。

一 申告不要特定対象配当等に係る配当所得の金額は、その年中の申告不要特定対象配当等の収入金額とする。

二 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の四までの規定の適用については 同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第七条第十四項（申告不要特定対象配当等に係る分離課税）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額又は配当所得の金額（以下「申告不要特定対象配当等に係る配当所得等の金額」という。）とする。

三 所得税法第六十九条の規定の適用については、同条第一項中「各種所得の金額」とあるのは、「各種所得の金額（申告不要特定対象配当等に係る配当所得等の金額を除く。）」とする。

四 所得税法第七十一条及び第七十二条から第

四 所得税法第七十一条及び第七十二条から第八十七条までの規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、申告不要特定対象配当等に係る配当所得等の金額」とする。

五 所得税法第九十二条及び第九十五条の規定の適用については、同法第九十二条第一項中「ものを除く。」とあるのは「(ものを除く。)及び外国居住者等所得相互免除法第七条第十四項(申告不要特定対象配当等に係る分離課税)に規定する申告不要特定対象配当等に係るもの」と、「前節(税率)」とあるのは「前節(税率)及び外国居住者等所得相互免除法第七条第十四項」と、同項第一号中「課税總所得金額」とあるのは「課税總所得金額及び申告不要特定対象配当等に係る配当所得等の金額(外国居住者等所得相互免除法第七条第十五項第四号の規定により読み替えられた第七十二条から第八十七条まで(難損控除等)の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)。以下この条において「申告不要特定対象配当等に係る課税配当所得等の金額」とい

う。」の合計額」と、同項第二号及び第三号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び申告不要特定対象配当等に係る課税配当所得等の金額の合計額」と、同条第一

一項の規定は、適用しない。この場合において、当該特定対象懸賞金等に係る一時所得については、所得税法第二十二条及び第八十九条の規定にかかるわらず、他の所得と区分し、その年中の当該特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額（以下この項において「特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額」という。）に対し、特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額（次項第四号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の十五の税率を乗じて計算した金額に相当する所得税を課する。

前項後段の規定のある場合には、次に定めるところによる。

一 特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額は、その年の年の特定対象懸賞金等の総収入金額とする。

二 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の四までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に

定対象懸賞金等に係る課税一時所得の金額」という。)の合計額と、同項第二号及び第三号中「課税総所得金額」とあるのは、「課税総所得金額及び特定対象懸賞金等に係る課税一時所得の金額の合計額」と、同条第一項中の「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは、「課税総所得金額に係る所得税額、特定対象懸賞金等に係る課税一時所得の金額に係る所得税額」と、同法第九十五条中「その年分の所得税の額」とあるのは、「その年分の所得税の額及び外国居住者等所得相互免除法第七条第十六項(特定対象懸賞金等に係る分離課税)」の規定による所得税の額とする。

六 前各号に定めるものほか、所得税法第二編第五章の規定による申請又は申告に関する特例その他前項後段の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

居住者が支払を受けるべき特定対象事業のうち、租税特別措置法第四十一条の十第一項

〔第三章・税法の外洋に付するもの等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律〕(以下「外国居住者等所得相互免除除法」という。)第七条第十八項(特定対象給付補填金等に係る分離課税)に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額(以下「特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」という。)とする。

三 所得税法第六十九条の規定の適用について  
は、同条第一項中「各種所得の金額」とあるのは、「各種所得の金額(特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額を除く。)」とする。

四 所得税法第七十一条及び第七十二条から第八十七条までの規定の適用については、これらの規定中「総所得の金額」とあるのは、「総所得額、特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

五 所得税法第九十二条及び第九十五条の規定の適用については、同法第九十二条第一項中

2 い。道府県内に住所を有する個人が支払を受けるべき特定対象事業所得のうち、地方税法第二十三条第一項第十四号に掲げる利子等（同号口に規定する国外一般公社債等の利子等及び同号三に規定する国外私募公社債等運用投資信託等の配当等を除く。）に該当するものであつて前項の規定の適用を受けるもの（以下この条において「特例適用利子等」という。）については、同法第三十二条第一項及び第二項並びに第三十五条の規定にかかるらず、他の所得と区分し、その前年中の当該特例適用利子等に係る利子所得の金額、配當所得の金額、譲渡所得の金額、一時所得の金額及び雑所得の金額の合計額（以下この項及び第七項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第四号の規定により読み替えられた同法

一 特定対象給付補填金等に係る譲渡所得の金額、一時所得の金額又は雑所得の金額は、それぞれその年中の特定対象給付補填金等の総収入金額とする。

等の相互免除法第七条第十八項（特定対象給付補填金等に係る分離課税）の規定による所得税の額とするもの。

各号の規定による申告又は申告に関する特例の有無後段の見立の適用から易合

**第八条 住民税の特例等** 〔重複から略す〕  
住民税の納稅義務者が支払を受ける特定  
対象事業所得について、地方税法第二十四条  
第一項第五号及び第六号、第三十二条第十二項  
及び第十三項、第七十一条の五、第七十二条の  
六、第七十二条の八の第二項の二、二二二まで

八十七条までの規定の適用においては、これらの規定中、「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額」とする。

19 前項後段の規定がある場合には、次に  
定めるところとする。  
補填金等に係る雑所得等の金額」という。(この規定は、(一)の規定による計算額と(二)の規定による計算額との差額を算出するものである。)に  
対し、特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額(次項第四号の規定により読み替えられたもの)  
同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に百分  
の十五の税率を乗じて計算した金額に相当する  
所得税を課す。

第二号及び第三号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び特定対象給付補填金等に係る課税雑所得等の金額の合計額」と、同条第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額、特定対象給付補填金等に係る課税雑所得等の金額に係る所得税額」と、同法第九十五条中「その年分の所得税の額」とある

24  
じ) を購入する業務及びそれ以外の業務を行  
う場合には、当該国内事業所等のその棚卸資産  
を購入する業務から生ずる所得税法第百六十一  
条第一項第一号又は法人税法第百三十八条第一  
項第一号に掲げる所得は、ないものとする。  
第一項から第六項まで、第八項、第十項、第  
十二項、第十四項、第十六項、第十八項及び前  
三項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で  
定める。

関する法律（以下「外国居住者等所得相互扣缴除法」という。）第七条第十六項（特定対象懸賞金等に係る分離課税）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額（以下「特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額」という。）とする。

三　所得税法第六十九条の規定の適用について  
は、同条第一項中「各種所得の金額」とあるのは、「各種所得の金額（特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額を除く。）」とする。

四　所得税法第七十七条及び第七十二条から第八

に規定する給付補填金等に該当するもの（以下この項及び次項第一号において「特定対象給付補填金等」という。）に係る譲渡所得、一時所得及び雑所得については、同条第一項の規定は、適用しない。この場合において、当該特定対象給付補填金等に係る譲渡所得、一時所得及び雑所得については、所得税法第二十二条及び第八十九条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該特定対象給付補填金等に係る譲渡所得の金額、一時所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算

「前節（税率）」とあるのは「前節（税率）及び外国居住者等所得相互免除法第七条第十八項（特定対象給付補填金等に係る分離課税）」と、同項第一号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額（外国居住者等所得相互免除法第七条第十九項第四号の規定により読み替えられた第七十二条から第八十七条まで（雑損控除等）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この条において「特定対象給付補填金等に係る課税雑所

掲げる所得を算定する場合には、同号に規定する内部取引には、当該外国居住者等の国内事業所等と本店等（同号に規定する本店等をいう。次項において同じ。）との間の同法第百三十九条第二項に規定する利子の支払に相当する同項に規定する実事及び同項に規定する政令で定める事実は、含まれないものとする。

外国居住者等の国内事業所等が事業場等又は本店等のために棚卸資産（所得稅法第二条第一項第十六号又は法人稅法第二条第二十号に規定する棚卸資産をいう。以下この項において同

第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額に百分の一（当該個人が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の市（以下この条において「指定都市」という。）の区域内に住所を有する場合には、百分の一）の税率を乗じて計算した金額に相当する道府県民税の所得割（地方税法第二十三条第一項第一号に掲げる所得割）をいう。以下「道府県民税の所得割」という。）を課する。

前項の規定の適用がある場合には、次に定めるとところによる。

一 特例適用利子等に係る利子所得の金額、配当所得の金額、譲渡所得の金額、一時所得の金額及び雑所得の金額の合計額は、その前年中の特例適用利子等の収入金額及び総収入金額の合計額とする。

二 地方税法第二十三条第一項（第七号から第九号まで、第十一号イ（2）、第十二号ロ及び第十三号に係る部分に限る。）、第二十四条の五第一項（第二号に係る部分に限る。）、第三十四条第一項（第十号の二に係る部分に限る。）及び第九項、第三十七条並びに附則第四条第四項及び第四条の二第四項の規定の適用について、同法第二十三条第一項第十三号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第八条第二項に規定する特例適用利子等の額（以下「特例適用利子等の額」という。）」と、同法第三十七条第一号中「課税山林所得金額」とあるのは「課税山林所得金額並びに特例適用利子等の額（外国居住者等所得相互免除法第八条第三項第四号の規定により読み替えられた第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

三 道府県民税の所得割の課税標準の計算上その例によるものとされる所得税法第六十九条の規定の適用については、前条第一項第二号、第十三項第三号、第十七項第三号及び第十九項第三号の規定により適用されるところによる。

四 地方税法第三十二条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）並びに第三十四条第一項、第二項及び第十一項の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とある

のは、「総所得金額、特例適用利子等の額」とする。

## 五 地方税法第三十七条、第三十七条の二第二

項及び第十一項、第三十七条の三、第三十七条の四並びに附則第五条第一項、第五条の四第一項、第五条の四の二第一項及び第五条の五第一項の規定による道府県民税の所得割の額（以下「特例適用利子等に係る所得割の額」という。）と、同法第三十七条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは、「所得割の額及び外国居住者等所得相互免除法第八条の額並びに特例適用利子等の額」と、「所得割の額並びに特例適用利子等に係る所得割の額」と、「当該所得割の額」とあるのは、「当該所得割の額及び特例適用利子等に係る所得割の額」と、「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに特例適用利子等に係る所得割の額」と、「当該所得割の額の合計額」と、同法第三十七条の三及び第三十七条の四並びに附則第五条第一項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに特例適用利子等に係る所得割の額」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは、「課税総所得金額及び特例適用利子等の額（外国居住者等所得相互免除法第八条第三項第四号の規定により読み替えられた第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額」と、同法附則第五条の四第一項及び第五条の四の二第一項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに特例適用利子等に係る所得割の額」と、同法附則第五条の五第一項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに特例適用利子等に係る所得割の額の合計額」とする。

八 前各号に定めるもののほか、地方税法第四十五条の二の規定による申告に関する特例その他前項の規定のある場合における道府県民税に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

べき特定対象事業所得のうち、地方税法第二十二条第一項第十五号に掲げる特定配当等に該当するものであつて第一項の規定の適用を受けるもの（以下この条において「特例適用配当等」という。）については、同法第三十二条第一項及び第二項並びに第三十五条の規定にかかる限り

及て第二回並て第三回の規定にかかる限り、その所得と区分し、その前年の当該特別の適用配当等に係る利息所得の金額、配当等の金額及び雑所得の金額の合計額（以下この項及び第九項において「特別適用配当等の額」といふ）

う。」に対し、特例適用相当等の額（第六項第四号の規定により読み替えられた同法第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の一の二（当該個人が指定都市の区域内外三三〇都道府県に亘る一町の免

5 内に住所を有する場合には百分の一の税率を乗じて計算した金額に相当する道府県民税の所徴割を課す

6  
生した年分の所得額に係る増加税法第四十五条规定する確定申告書に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき限り、適用する。  
第四項の規定の適用がある場合は、次に定

第一項の規定の適用を受ける場合に、在りて  
一 特例適用配当等に係る利子所得の金額、配  
当所得の金額及び雑所得の金額は、その前年  
中の特例適用配当等の収入金額とする。

二 地方税法第二十三条第一項（第七号から第十九号まで、第十一号イ（2）、第十二号ロ及び第十三号に係る部分に限る。）、第二十四条の五第一項（第二号に係る部分に限る。）、第三十四条第一項（第十号の二に係る部分に限

と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは、「課税総所得金額及び特例適用配当等の額」である。  
（外国居住者等所得相互免除法第八条第六項）  
第四号の規定により読み替えられた第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額（金額）の合計額」と、同法附則第五条の四第一項及び第五条の四の二第一項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに特例適用配当等に係る所得割の額の合計額」とする。  
六 地方税法附則第三条の三第一項、第二項及び第五項の規定の適用については、同条第一項中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」と、同条第二項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは、「適用した場合の所得割の額並びに特例適用配当等に係る所得割の額」と、同項第一号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」と、同項第二号及び同条第五项第三号中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに特例適用配当等に係る所得割の額」とする。  
七 地方税法附則第五条の八及び第五条の十二の規定の適用については、同法附則第五条の八第一項及び第五条の十二第一項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに特例適用配当等に係る所得割の額」と、同法附則第五条の八第二項第一号及び第五条の十二第二項第一号中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに特例適用配当等に係る所得割の額」とする。  
八 前各号に定めるもののほか、第四項の規定の適用がある場合における道府県民税に関する規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。  
市町村内に住所を有する個人が支払を受けるべき特例適用利子等については、地方税法第三百十三条第一項及び第二項並びに第三百四十四条の規定にかかわらず、他の所得と区分される。その前年中の特例適用利子等の額に対し、特例適用利子等の額（次項第四号の規定により読み替えられた同法第三百四十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の三（当該個人が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の四）の税率を乗じて計算し

8 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 特例適用利子等に係る利子所得の金額、配当所得の金額、譲渡所得の金額、一時所得の金額及び雑所得の金額の合計額は、その前年金額中の特例適用利子等の収入金額及び総収入金額の合計額とする。

二 地方税法第二百九十二条第一項（第七号から第九号まで、第十一号イ（2）、第十二号ロ及び第十三号に係る部分に限る。）、第二百四十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第三項、第三百十四条の二第一項（第十九号の二に係る部分に限る。）及び第九項、第三百四十六条並びに附則第四条第十項及び第四条の二第十項の規定の適用については、同法第二百九十二条第一項第十三号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外國居住者等所得相互免除法」という。）第八条第二項に規定する特例適用利子等の額（以下「特例適用利子等の額」という。）」と、同法第三百四十四条の六第一号中「課税山林所得金額」とあるのは「課税山林所得金額並びに特例適用利子等の額（外国居住者等所得相互免除法第八条第八項第四号の規定により読み替えた第三百四十四条の二の規定の適用が適用される場合には、その適用後の金額）」とする。

三 市町村民税の所得割の課税標準の計算上その例によるものとされる所得税法第六十九条の規定の適用については、前条第一項第二号、第十三項第三号、第十七項第三号及び十九項第三号の規定により適用されるところによる。

四 地方税法第三百十三条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）並びに第三百四十四条の二第一項、第二項及び第十一項の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、特例適用利子等の額」とする。

五 地方税法第三百十四条の六、第三百十四条の七第一項及び第十一項、第三百十四条の八、第三百十四条の九第一項並びに附則第五

二第五項及び第五条の五第二項の規定の適用については、同法第三百四十四条の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び外国居住者等所得相互免除法第八条第七項の規定による市町村民税の所得割の額（以下「特例適用利子等に係る所得割の額」という。）」と同法第三百四十四条の七第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額」とあるのは「当該所得割の額及び特例適用利子等に係る所得割の額」と、「の所得割の額」とあるのは「の所得割の額並びに特例適用利子等に係る所得割の額」と、「当該所得割の額」とあるのは「当該所得割の額並びに特例適用利子等に係る所得割の額」と、「当該所得割の額」とあるのは「当該所得割の額及び特例適用利子等に係る所得割の額」と、「の所得割の額」とあるのは「の所得割の額並びに特例適用利子等に係る所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに特例適用利子等に係る所得割の額の合計額」と、「同法第三百四十四条の人及び第三百四十四条の九第一項並びに附則第五条第三項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに特例適用利子等に係る所得割の額」と、「同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び特例適用利子等の額（外國居住者等所得相互免除法第八条第八項第四号の規定により読み替えられた第三百十一条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額」と、「同法附則第五条の四第六項及び第五条の四の二第五項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに特例適用利子等に係る所得割の額」と、「同法附則第五条の五第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに特例適用利子等に係る所得割の額の合計額」とする。

八 第二項第一号及び第五条の十二第二項第一号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに特例適用利子等に係る所得割の額の合計額」と、同法附則第五条の八第四項及び第五条の十二第三項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに特例適用利子等に係る所得割の額」とする。

八 前各号に定めるもののほか、地方税法第三百七条の二の規定による申告に関する特例並びに特例適用配当等については、地方税法第三百三十三条第一項及び第二項並びに第三百四十四条の三の規定にかかわらず、他の所得と区分して、その前年中の特例適用配当等の額に対し、特例適用配当等の額（第十一項第四号の規定により読み替えられた同法第三百二十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の三（当該個人が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の四）の税率を乗じて計算した金額に相当する市町村民税の所得割を課する。

九 市町村内に住所を有する個人が支払を受けるべき特例適用配当等については、地方税法第三百三十三条第一項及び第二項並びに第三百四十四条の三の規定にかかわらず、他の所得と区分して、その前年中の特例適用配当等の額に対し、特例適用配当等の額（第十一項第四号の規定により読み替えられた同法第三百二十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の三（当該個人が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の四）の税率を乗じて計算した金額に相当する市町村民税の所得割を課する。

十 前項の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る地方税法第三百三十三条第一項に規定する確定申告書に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき限り、適用する。

十一 第九項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 特例適用配当等に係る利子所得の金額、配当中の特例適用配当等の収入金額とする。

二 地方税法第二百九十二条第一項（第七号から第九号まで、第十一号イ（2）、第十二号イ（2）及び第十三号に係る部分に限る。）、第二百九十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第三項、第三百二十四条の二第一項（第七号の二に係る部分に限る。）及び第九項、三百四十四条の六並びに附則第四条第十項及び第四条の二第十項の規定の適用については、同法第二百九十二条第一項第十三号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第八

二 市町村民税の所得割の課税標準の計算上その例によるものとされる所得税法第六十九条の規定の適用については、前条第十五項第三号の規定により適用されるところによる。

四 地方税法第三百十三条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る）並びに第三百十四条の二第一項、第二項及び第十一項の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、特例適用配当等の額」とする。

五 地方税法第三百十四条の六、第三百十四条の七第一項及び第十一項、第三百十四条の八、第三百十四条の九第一項並びに附則第五条第三項、第五条の四第六項、第五条の四の二第五項及び第五条の五第二項の規定の適用については、同法第三百十四条の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び外国居住者等所得相互免除法第八条第九項の規定による市町村民税の所得割の額（以下「特例適用配当等に係る所得割の額」という。）」と同法第三百十四条の七第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」と、「の所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに特例適用配当等に係る所得割の額」と、「当該所得割の額及び特例適用配当等に係る所得割の額の合計額」と、同条第十一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに特例適用配当等に係る所得割の額」と、「合計額」と、同法第三百十四条の八及び第三百十四条の九第一項並びに附則第五条第三項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに特例適用配当等に係る所得割の額」と、「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び特例適用配当等の額（外国居住者等所得相互免除法第八条第十一項第四号の規定により読み替えられた第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、そ

の適用後の金額)の合計額」と、同法附則第五条の四第六項及び第五条の四の二第五項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに特例適用配当等に係る所得割の額」と、同法附則第五条の五第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに特例適用配当等に係る所得割の額の合計額」とする。

六 地方税法附則第三条の三第二項、第四項及び第五項の規定の適用については、同条第二項第三号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに特例適用配当等に係る所得割の額」とする。

七 地方税法附則第五条の八及び第五条の十二の規定の適用については、同法附則第五条の八第二項第二号及び第五条の十二第二項第二号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに特例適用配当等に係る所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに特例適用配当等に係る所得割の額」と、同条第五項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」と、同項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とあるのは「所得割の額」とあるのは「所得割の額」と、同項第一号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに特例適用配当等に係る所得割の額」とする。

八 前各号に定めるもののほか、第九項の規定の適用がある場合における市町村民税に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

九 第二項及び第四項に規定する利子所得の金額、配当所得の金額、一時所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とは、それぞれ所得税法第二編第二章第二節第一款に規定する利子所得の金額、配当所得の金額、一時所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額をいう。

第一項、第二項、第四項、第五項、第七項、第九項及び第十項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(事業から生ずる所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

第九条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者(地

方税法第七百三十三条の四十項第一号に規定する特定同一世帯所属者をいう。以下同じ。)が前条第二項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における同法第七百三十三条の四第六項及び第七項、第七百三十三条の五第一項並びに第七百六条の二第一項の規定の適用については、同法第七百三十三条の四第六項中「及び山林所得金額の合計額から同条第二項」とあるのは「及び山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八条第二項に規定する特例適用利子等の額(以下「特例適用利子等の額」という。)の合計額から第三百十四条の二第二項」と、「及び山林所得金額の合計額(以下「特例適用利子等の額」と、同条第七項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに特例適用利子等の額」と、同法第七百三十五条第一項中「この項中山林所得金額」とあるのは「この項中山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに特例適用利子等の額」と、同法第七百六条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

**第十条** 国内事業所等を有する外国居住者等の所得税法第百六十一項第一項第一号に規定する各種所得の金額と並びに特例適用配当等の額と、同法第七百六条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所業場等又は法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等と国内事業所等との間のこれらの規定に規定する内部取引（その対価の額とする額が独立企業間価格と異なることにより、当該外国居住者等のその年分の所得税法第百四十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得につき同法第百六十五条第一項の規定により準じて計算した同法第二条第一項第二十二号に規定する各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額若しくは総収入金額に算入すべき金額が過大となる場合若しくは必要経費に算入すべき金額若しくは支出した金額に算入すべき金額が過少となる場合又は当該事業年度の法人税法第百四十二条第一号イに掲げる国外源泉所得に係る所得の金額の計算上益金の額に算入すべき金額が過大となる場合若しくは損金の額に算入すべき金額が過少となる場合における当該内部取引に限る。以下この条において「特定内部取引」という。）につき、当該外国居住者等に係る国外の租税に関する権限のある機関が、当該国外居住者等に係る当該外国の租税の額の計算上控除する金額（所得税法第九十五条第一項に規定する国外所得金額（同条第四項第一号に掲げる国外源泉所得に係るものに限る。）に相当する金額に係るものに限る。）の計算に関して、当該特定内部取引が独立の事業者の間で通常の取引の条件に従つて行われるとした場合に当該特定内部取引の対価の額とされるべき額は独立企業間価格であると認めたことにつき総務省令、財務省令で定めるところにより国税庁長官の確認を受けたときは、当該外国居住者等のその年分の所得税法第百六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得に係る同法その他法人税に関する法令の規定に係る同法その他の法人税に関する法令の規定



のうち、当該外国居住者等に係る外国においてその法令に基づき当該外国居住者等の所得（所得以外のもので外国の事業税に相当する税の課税標準とされているものを含む。）として取り扱われるものについては、事業税を課することができない。

道府県は、外国法人（外国に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人に限る。以下この項において同じ。）が有する対象国際運輸業所得のうち、当該外国においてその法令に基づき当該外国法人の株主等である当該外国に係る外国居住者等の所得（所得以外のもので外國の事業税に相当する税の課税標準とされているものと含む。）として取り扱われる部分については、事業税を課すことができない。

道府県は、非居住者又は外国法人が有する対

象国際運輸業所得のうち、当該非居住者又は外国法人に係る外国においてその法令に基づき当該非居住者又は外国法人が構成員となつてゐる当該外国において設立された団体の所得（所得以外のもので外国の事業税に相当する税の課税率とされているものを含む。）として取り扱われるものについては、事業税を課することができない。

い。 国際運輸業所得については、地方税法第二十四条第一項第五号及び第六号 第三十二条第十二項及び第十三項、第七十一条の五、第七十一条の六、第七十一条の八から第七十一条の二十二まで、第七十一条の二十六から第七十一条の四十三まで、第七十一条の四十七並びに第三百十三条第十二項及び第十三項の規定は、適用しな

第八条第二項及び第三項の規定は、道府県内に住所を有する個人が支払を受けるべき特定対象国際運輸業所得のうち、地方税法第二十三条第一項第十四号に掲げる利子等（同号ロに規定する国外一般公社債等の利子等及び同号ニに規定する国外私募公社債等運用投資信託等の配当等を除く。）に該当するものであつて前項の規定の適用を受けるもの（第七項において「特例適用利子等」という。）に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得について準用する。この場合において、第八条第三項第二号中「第八条第二項」とあるのは「第十二条第五項において準用する外国居住者等所得相互通免法第八条第二項」と、「第八条第三項第四

号」とあるのは「第二十二条第五項において準用する外国居住者等所得相互免除法第八条第三項第四号」と、同項第三号中「前条第十一項第二号、第十三項第三号、第十七項第三号及び第十九項第三号」とあるのは「第十一条第八項において準用する前条第十一項第二号、第十一项第九項において準用する前条第十三項第三号、第十九項第十一項において準用する前条第十七項第三号及び第十一项第十二項において準用する前条第十九項第三号」と、同項第五号中「第八条第二項」とあるのは「第二十二条第五項において準用する外国居住者等所得相互免除法第八条第二項」と、「第八条第三項第四号」とあるのは「第十二条第五項において準用する外国居住者等所得相互免除法第八条第三項第四号」と読み替えるものとする。

等所得相互免除法第八条第八項第四号」と同項第三号中「前条第十一項第二号、第十三項第三号、第十七項第三号及び第十九項第三号」とあるのは、「第十一條第八項において準用する前条第十一項第二号、第十一條第九項において準用する前条第十三項第三号、第十一條第十一項において準用する前条第十七項第三号及び第十一條第十二項において準用する前条第十九項第三号」と、同項第五号中「第八条第七項」とあるのは、「第十二条第七項において準用する外国居住者等所得相互免除法第八条第七項」と、「第八条第八項第四号」とあるのは、「第十二条第七項において準用する外国居住者等所得相互免除法第八条第八項第四号」と読み替えるものとする。

定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得について準用する。この場合において、第九条第二項中「第八条第四項」とあるのは、「第十二条第六項において準用する同法第八条第四項」と読み替えるものとする。  
**(外国関連者との取引に係る課税の特例)**  
**第十四条** 居住者又は内国法人が、当該居住者又は当該内国法人に係る外国関連者(外国居住者等で、当該居住者又は当該内国法人との間に政令で定める特殊の関係(第四項において「特殊の関係」という。)のあるものをいう。以下この条において同じ。)との間で資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引を行う場合に、当該取引(当該居住者若しくは当該内国法人が当該外国関連者から支払を受ける対価の額が独立企業間価格を超える場合又は当該居住者

町内に住所を有する個人が支払を受けるべき特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得について準用する。この場合において、同項第二号中「第八条第四項」とあるのは「第十二条第六項において準用する外国居住者等所得相互免除法第八条第四項」と、「第八条第十ー項第四号」とあるのは「第十二条第八条項において準用する外国居住者等所得相互免除法第八条第十一項第四号」と、同項第三号中「前条第十五項第三号」とあるのは「第十一一条第十項において準用する前条第十五項第三号」と、同項第五号中「第八条第九項」とあるのは「第十二一条第八項において準用する外国居住者等所得相互免除法第八条第九項」とあるのは「第十八条において準用する外国居住者等所得相互免除法第八条第九項」と、「第八条第十一項第四号」とあるのは「第十二条第八項において準用する外国居住者等所得相互免除法第八条第四号」と読み替えるものとする。

(国際運輸業に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

う対価の額が独立企業間価格に満たない場合における当該取引に限る。以下この条において「外国関連取引」という。につき、当該外国関連者に係る外国の租税に関する権限のある機関が、当該外国関連者に係る当該外国の租税の課税標準又は欠損の金額の計算に関して、当該外国関連取引が独立の事業者の間で通常の取引の条件に従つて行われるとした場合に当該外国関連取引につき支払われるべき対価の額は独立企業間価格であると認めたことにつき総務省令、財務省令で定めるところにより国税庁長官の確認を受けたときは、当該居住者の各年分の所得又は当該内国法人の各事業年度の所得に係る所得税法その他所得税に関する法令の規定又は法人税法その他の法人税に関する法令の規定の適用については、当該外国関連取引は、独立企業間価格で行われるものみなす。

の世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所屬者が支払を受ける前条第五項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得について準用する。この場合において、第九条第一項中「第八条第二項」とあるのは、「第十二条第五項において準用する同法第八条第三項」と読み替えるものとする。

一 居住者 当該居住者に係る外国関連者の間の取引につき支払われるべき対価の額について租税特別措置法第六十六条の四第二項に規定する方法に準じて算定した額  
二 内国法人 当該内国法人に係る外国関連者との間の取引につき支払われるべき対価の額について租税特別措置法第六十六条の四第二

第九条第二項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が支払を受ける前条第六項に規

3 項に規定する方法に準じて算定した金額  
第一項の規定の適用がある場合における外国  
関連取引の対価の額と当該外国関連取引に係る



と、「金額」( )とあるのは「掲げる金額」( )と、「所得税の額」とあるのは「規定する控除した金額」と読み替えるものとする。

第七百六十四条第一項第一号に掲げる非居住者が支払を受けるべき申告不要第三回国体対象配当等（第三回国体対象配当等（同号）に定める国内源泉所得に該当するものに限る。）のうち、第七項又は第八項の規定の適用を受けるもの（租税特別措置法第八条の五第一項各号に掲げる利子等及び配当等に限る。）をいう。）に係る利子所得及び配当所得について準用する。この場合において、第二条第八項（税率）にかかる税率

はおいて、第七条第九項中「利子等」とあるのは、「税率から百分の十の税率を控除して得た率」(当該非居住者が第十五条第八項の適用を受ける場合には、「百分の二十(租税特別措置法第八条の四第一項各号に掲げる利子等及び配当等にあつては、百分の十五)の税率」と、同条第九項第二号及び第四号中「第七条第八項」とあるのは、「第十五条第十三項(申告不要の第三国团体対象配当等に係る分離課税)において準用する外国居住者等所得相互免除法第七条第八項」と、同号中「第七条第九項第三号」とあるのは、「第十五条第十三項において準用する外国居住者等所得相互免除法第七条第九項第三号」と読み替えるものとする。

が支払を受けるべき特定対象利子（特定対象配当等のうち、租税特別措置法第三条第一項に規定する一般利子等に該当するものであつて第九項又は第十項の規定の適用を受けるもの）に係る利子所得について準用する。この場合において、第七条第十項中「税率」とあるのは「税率から第十五条规定する控除率（後項で規定する税率を全部減じて得た率）（当該居主者が同一用兌率を全額して得た率）」とし

5  
第十項の規定の適用を受ける場合には、百分  
率の税率」と、同号第十一項第一号及び  
第四号中「第七条第十項」とあるのは「第十五  
条第十四項（特定対象利子に係る分離課税）」  
において適用する外国居住者等所得相互免除法第  
七条第十項」と、同号中「第七条第十一項第三  
号」とあるのは「第十五条第十四項において準  
用する外国居住者等所得相互免除法第七条第十  
項第三号」と読み替えるものとする。

第七条第十二項及び第十三項の規定は、居住

第一項に規定する私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等に該当するものであつて第九項又は第十項の規定の適用を受けるものをいう。)に係る配当所得について準用する。この場合において、第七条第十二項中「税率」とあるのは「税率から第十五条第九項に規定する控除後適用税率を控除して得た率(当該居住者が同条第十項の規定の適用を受ける場合は、百分の十五の税率)」と、同号中「第二号及び第五号中「第七条第十二項」とあるのは「第十五条第十五項(特定対象収益分配に係る分離課税)において準用する外国居住者等所得得相互免除法第七条第十二項」と、同号中「第七条第十三項第四号」とあるのは「第十五条第十五項において準用する外国居住者等所得相互免除法第七条第十三項第四号」と読み替えるものとする。

得利互免協定第七条第十二項」と同号中「第七条第十三項第四号」とあるのは、「第五十五条第十五項において準用する外国居住者等所得相互通除法第七条第十三項第四号」と読み替えるものとする。

(特定对象課税相当等のうち) 第九項又は第十項の規定の適用を受けるもの（租税特別措置法第八条の五第一項各号に掲げる利子等及び配当等に限る。）をいう。）に係る利子所得及び配当所得について準用する。この場合において、第七条第十四項中「税率」とあるのは「税率から第十五条第九項に規定する控除後適用税率を控除して得た率（該当居住者が同条第十項の規定の適用を受ける場合には、百分の二十（租税特別措置法第八条の四第一項各号に掲げる利子等及び配当等にあつては、百分の十五）の税率）」と、同条第十五項第二号及び第五号中「第七条第十四項」とあるのは「第十五条第十六項（申告不

要特定対象配当等に係る分離課税において準用する外国居住者等所得相互免除法第七条第十四項」と、同号中「第七条第十五項第四号」とあるのは、「第十五条第十六項において準用する外国居住者等所得相互免除法第七条第十五項第四号」と読み替えるものとする。

第七条第十六項及び第十七項の規定は、居住者が支払若しくは交付を受け、又は受けるべき

特定対象懸賞金等（特定対象配当等のうち、租税特別措置法第四十一条の九第一項に規定する懸賞金付預貯金等の懸賞金等に該当するものであつて第九項又は第十項の規定の適用を受けるものをいう。）に係る一時所得について準用する。この場合において、第七条第十六項中「税率」とあるのは「税率から第十五条第九項に規

定する控除後適用税率を控除して得た率（当該居住者が同条第十項の規定の適用を受ける場合には、百分の十五の税率）と、同条第十七項第二号及び第五号中「第七条第十六項」とある

18  
者は「第十五条第十七項（特定対象懸賞金等に係る分離課税）において準用する外国居住者等所得相互免除法第七条第十六項」と、同号由「第七条第十七項第四号」とあるのは「第十五条第十七項において準用する外国居住者等所得相互免除法第七条第十七項第四号」と読み替えるものとする。

(特定対象配当等)のうち、租税特別措置法第四十一条の第一項に規定する給付補償金等に該当するものであつて第九項又は第十項の規定の適用を受けるものをいう。)に係る譲渡所得、一時所得及び雑所得について準用する。この場合において、第七条第十八項(「税率」とあるべきは、「税率」に記す)

19 のは「税率から第十五条第九項に規定する控除後適用税率を控除して得た率(当該居住者が同一の十五の税率)」と、同条第十九項第二号及び第五号中「第七条第十八項」とあるのは「第十五条第十八条項(特定対象給付補填金等に係る分離課税)において準用する外国居住者等所得相互免除法第七条第十八項」と、同号中「第七条第十九項第四号」とあるのは「第十五条第十八条項において準用する外国居住者等所得相互免除法第七条第十九項第四号」と読み替えるものとする。

象使用料で所得税法第百六十二条第一項又は法人税法第百三十八条第一項に規定する国内源泉所得に該当するもの（第二十一項及び第二十三項において「対象配当等」という。）のうち、当該外国居住者等による外国においてその法令に基づき当該外国居住者等の所得として取り扱われるもの（所得税法第百六十五条又は法人税法第百四十二条若しくは第百四十二条の十の相

一定の適用を受けるものに限り、次項の規定の適用があるものを除く。以下この項及び次条において「外国居住者等対象配当等」という。を有する場合において、当該外国居住者等の所得額又は法人税額のうち当該外国居住者等対象配当等に対応する部分の金額が、当該外国居住者等対象配当等の金額に、次の各号に掲げる堤

合の区分に応じ当該各号に定める税率を乗じ計算した金額を超えるときは、当該外国居住等の所得税又は法人税につき、その超える金額に相当する税額を軽減する。

二 所得税の軽減額を計算する場合 百分の  
一 を地方法人税法（平成二十六年法律第十  
号）第十条第一項の税率と地方税法第五十  
一条第一項又は第三百四十四条の四第一項に規定  
する法人税割の標準税率との合計に一を加  
えた数で除したものとして政令で定める税率  
外国の権限のある機関等が有する対象利子  
は外国法でこれらに該当する者等（外国の確  
実

21 の所得として取り扱われるもの（同法第百四十二条又は第百四十二条の十の規定の適用を受けるものに限る。）については、法人税を課さない。

外国法人（外国に本店又は主たる事務所をする法人に限る。以下この項及び次項において同じ。）が、対象配当等のうち、当該外国法に係る外国においてその法令に基づき当該外法人の株主等である当該外国に係る外国居住等の所得として取り扱われる部分（法人税法百四十二条又は第百四十二条の十の規定の適用を受けるものに限り、同項の規定の適用があるものを除く。以下この項及び次項において「

主等対象配当等」という。を有する場合に  
いて、当該外国法人の法人税額のうち当該株  
等対象配当等に対応する部分の金額が、当該  
主等対象配当等の金額に第十九項第二号に定  
る税率を乗じて計算した金額を超えるときけ  
当該外国法人の法人税につき、その超える金  
額に相当する税額を軽減する。

十八条第一項に規定する国内源泉所得に該当するもののうち、当該外国法人に係る外国においてその法令に基づき、当該外国法人の株主等ある当該外国に係る外国の権限のある機関等所得又は当該外国法人の株主等である当該外国に係る外国居住者等（当該外国に係る外国の権限のある機関等を除く。）の所得（非課税対

23 利子に該当するものに限る。)として取り扱われる部分(同法第百四十二条又は第百四十二条の十の規定の適用を受けるものに限る。)については、法人税を課さない。

非居住者又は外国法人が、対象配当等のうち、当該非居住者又は外国法人に係る外国において

一　国内事業所等を有する外国居住者等（次号に掲げる者を除く。以下この号において同じ。）当該外国居住者等の当該国内事業所等に帰せられるもの

二　第二条第六号イに掲げる国内事業所等を有する外國居住者等で当該国内事業所等に係る人の役務の提供を行う非居住者（当該非居住者の当該国内事業所等に帰せられるもの

業、商業若しくは學術に関する知識経験に基づく情報の対価をいう。

う事業に係るものに限る。)について、所得税法第百六十一條第一項又は法人税法第百三十九條第一項に規定する国内源泉所得に該当しないものとみなして、所得税法その他所得税に関する法令の規定又は法人税法その他法人税に関する法令の規定及びこの章の規定を適用する。一 対象利子(所得税法第百六十一條第一項又は法人税法第百三十八条第一項に規定する国内源泉所得に該当するものに限る。)二 対象使用料(所得税法第百六十一條第一項又は法人税法第百三十八条第一項に規定する国内源泉所得に該当するものに限る。)

32  
国内源泉所得は課税するものに限る。」前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(配当等に対する特別徴収に係る住民税の特例等)

は相当に税額を軽減する

第一百三十八条第一項に規定する国内源泉所得に該当するもののうち、当該外国法人に係る外国においてその法令に基づき当該外国法人が構成員となつてゐる当該外国において設立された団体の所得として取り扱われるもの（同法第百四十二条又は第百四十二条の十の規定の適用を受けるものに限る。）については、法人税を課さない。

29  
わられるべき対価の額について租税特別措置法第六十六条の四第二項に規定する方法に準じて算定した金額をいう。

この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 対象配当 内国法人から受けける所得税法第二十四条第一項に規定する剩余金の配当、利益の配当、剩余金の分配、金銭の分配又は基金利息その他の政令で定める所得（次号に規

一 対象利子（所得税法第百六十一條第一項マ  
は法人税法第百三十八条第一項に規定する国  
内源泉所得に該当するものを除く。）

二 対象使用料（所得税法第百六十一條第一項  
又は法人税法第百三十八条第一項に規定する  
国内源泉所得に該当するものを除く。）

外國居住者等が、居住者若しくは内國法人か  
ら支払を受ける次に掲げる所得（当該居住者又

四十三まで、第七十七条の四十七並びに第三百三十三条第十二項及び第十三項の規定は、適用しない。

第八条第二項及び第三項の規定は、道府県内に住所を有する個人が支払を受けるべき特定非課税対象利子のうち、地方税法第二十三条第一項第十四号に掲げる利子等（同号口に規定する国外一般公社債等の利子等及び同号ニに規定する国外私募公社債等運用投資信託等の配当等を

25  
第十九項、第二十一項及び第二十三項に規定する所得税額又は法人税額のうちこれらの規定に規定する外国居住者等対象配当等、株主等対

二 対象利子 信用に係る債権から生ずる所得  
一 対象配当 内国法人から受けける所得税法第  
二十四条第一項に規定する剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、金銭の分配又は基  
金利息その他の政令で定める所得（次号に規定する信用に係る債権から生ずる所得を除く。）をいう。

二十九  
わられるべき対価の額について租税特別措置法第六十六条の四第二項に規定する方法に準じて算定した金額をいう。

この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めることによる。

二 対象利子（所得税法第百六十一條第一項マ  
は法人税法第百三十八条第一項に規定する国  
内源泉所得に該当するものを除く。）

二 対象使用料（所得税法第百六十一條第一項  
又は法人税法第百三十八条第一項に規定する  
国内源泉所得に該当するものを除く。）

四十三まで、第七十七条の四十七並びに第三百一十三条第十二項及び第十三項の規定は、適用しない。

第八条第二項及び第三項の規定は、道府県内に住所を有する個人が支払を受けるべき特定非課税対象利子のうち、地方税法第二十三条第一項第十四号に掲げる利子等（同号口に規定する国外一般公社債等の利子等及び同号ニに規定する国外私募公社債等運用投資信託等の配当等を除く。）に該当するものであつて前項の規定の適用を受けるもの（第四項において「特例適用利子等」という。）に係る利子所得、配当所得

(所得稅法第二条第一項第九号に規定する公社債(以下この号において「公社債」といふ。)、同項第十号に規定する預守金、貸付金

事業所等（人的役務の提供を行う外国居住者等）にあつては、当該外国居住者等の当該人的役務の是共に係る第二条第六号イに掲げる国内事務

譲渡所得、一時所得及び雑所得について準用する。この場合において、第八条第三項第二号中「第一条第二項」におけるのは「第十六条第二項」

分又は事業年度分につき、これらの規定の適用がないものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額から、これらの

（同項第十号に規定する預貯金貸付金その他これらに準ずる債権から生ずる所得（公社債その他の債券の割増金及び賞金を含

の提供に係る第二条第六号へは掲げる国内事業所等)を通じて行う事業に係るものを除く。)又は非居住者若しくは外国法人(外国居住者等

「第八条第二項」とあるのは「第十六条第三項」において準用する外国居住者等所得相互免除法第八条第二項」と、「第八条第三項第四号」と

26 対象配当等が生じなかつたものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額を控除して得た金額とする。  
第一項から第十項まで及び第十九項から第二

（同項第十号に付する賃金、賃料金、その他これらに準ずる債権から生ずる所得（公社債その他の債券の割増金及び賞金を含む。）をいう。）その他の政令で定める所得（設備若しくは物品の販売又は役務の提供の対価に係る債権から生ずる所得を除く。）をいう。

の提供に係る第二条第六号に掲げる国内事業者等所等)を通じて行う事業に係るものを除く。)又は非居住者若しくは外国法人(外国居住者等に該当するものを除く。以下この項において「第三国居住者等」という。)から支払を受けける次に掲げる所得(当該第三国居住者等の当該外国人居住者等に係る外国にある国内事業所等に相

第一回第一項」とあるのは「第十六条第二項」において準用する外國居住者等所得相互免除法第八条第二項」と「第八条第三項第四号」とあるのは「第十六条第二項において準用する外國居住者等所得相互免除法第八条第二項」と、同項第三号中「前条第十一項第二号」第一十三項第三号、第十七項第三号及び第十九項

三 対象使用料 著作権、工業所有権、模型、

画面若しくは秘密として管理されている生産方式若しくは製造工程その他これらに準ずるものとの使用若しくは使用の権利の対価又は產

者等にあつては、当該第三國居住者等の当該人の役務の提供に係る当該外国にある同号イに掲げる国内事業所等に相当するもの）を通じて行

て準用する前条第十一項第二号、第十五条规定第十五項において準用する前条第十三項第三号、第十五条第十七項において準用する前条第十七項





同法第四編第五章の規定の適用を受ける場合において、判定期間の全てにおいて当該外国居住者等の国内における滞在期間が百八十三日に満たないときは、当該外国居住者等は、当該対象的役務提供報酬に係る所得税の還付を受けるため、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出することができる。

一 その年中に支払を受ける対象的役務提供報酬の総額

二 その年中に支払を受ける対象的役務提供報酬の総額につき所得税法第四編第五章の規定により徴収された又は徴収されるべき所得税の額

三 第一号に掲げる対象的役務提供報酬の総額の支払者別の内訳並びにその支払者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

四 第二号に掲げる所得税の額の計算の基礎その他総務省令、財務省令で定める事項

5 前項の規定による申告書の提出があつた場合には、税務署長は、同項第二号に掲げる金額に相当する所得税を還付する。

3 前項の場合において、同項の申告書に記載された第一項第二号に掲げる所得税の額（所得稅法第四編第五章の規定により徴収されるべきものに限る。）のうちにまだ納付されていないものがあるときは、前項の規定による還付金の額のうちその納付されていない部分の金額に相当する金額については、その納付があるまでは、還付しない。

4 第二項の規定による還付金について国税通則法第五十八条第一項に規定する還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる同項の期間は、第一項の申告書の提出があつた日（同日後に納付された前項に規定する所得税の額に係る還付金については、その納付の日の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当（同法第五十七条第一項の規定による充当）をいう。以下この項において同じ。）をする日（同日前に充当をするのに適したこととなつた日がある場合には、その適することとなつた日）までの期間とする。

5 前二項に定めるもののほか、第二項の還付の手続その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。（給与に対する所得税の非課税）

**第二十三条 外国居住者等（非居住者に限る。以下この条において同じ。）が支払を受ける所得**

税法第百六十二条第一項第十二号イ又はハに掲げる給与（同号ハに掲げる給与にあつては国内において行う勤務に基因するものに限り、国際運輸業を営む居住者又は内國法人の当該国際運輸業の用に供される船舶又は航空機（当該居住者又は内國法人が国内の各地間ににおいてのみ運航する船舶又は航空機を含む。）において行う勤務に基因するもの、内國法人の役員として行う勤務に基因するもの、芸能人等として国内において行う勤務に基因するもの、第二十六条第一項（第二号に係る部分に限り。）又は第二項（第二号に係る部分に限り。）の規定の適用があるもの及び第三項の規定の適用があるものを除く。以下この項において「対象給与」という。）又は第二項（第二号に係る部分に限り。）の規定の適用を受けない場合において、次に掲げる要件を満たすときは、当該対象給与については、所得税を課さない。

一 判定期間の全てにおいて当該外国居住者等の国内における滞在期間が百八十三日を超えないこと。

二 当該対象給与が非居住者又は外國法人から支払われるものであること。

三 当該対象給与が非居住者又は外國法人の国内事業所等（当該対象給与の支払をする者が内國法人が運航する船舶又は航空機において行う勤務に基因するものに限り、第二条第六号イに掲げるものの限り。）を通じて行う事業に係るものでないこと。

4 第二項の規定による還付金について国税通則法第五十八条第一項に規定する還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる同項の期間は、第一項の申告書の提出があつた日（同日後に納付された前項に規定する所得税の額に係る還付金については、その納付の日の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当（同法第五十七条第一項の規定による充当）をいう。以下この項において同じ。）をする日（同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日）までの期間とする。

5 前二項に定めるもののほか、第二項の還付の手続その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。（給与に対する所得税の非課税）

税法第百六十二条第一項第十二号イ又はハに掲げる給与（同号ハに掲げる給与にあつては国内において行う勤務に基因するものに限り、国際運輸業を営む居住者又は内國法人の当該国際運輸業の用に供される船舶又は航空機において行う勤務に基因するもの、内國法人の役員として行う勤務に基因するもの、芸能人等として国内において行う勤務に基因するもの、第二十六条第一項（第二号に係る部分に限り。）又は第二項（第二号に係る部分に限り。）の規定の適用があるものを除く。以下この項において「対象給与」という。）又は第二項（第二号に係る部分に限り。）の規定の適用を受けない場合において、次に掲げる要件を満たすときは、当該対象給与については、所得税を課さない。

一 判定期間の全てにおいて当該外国居住者等の国内における滞在期間が百八十三日を超えないこと。

二 当該対象給与が非居住者又は外國法人から支払われるものであること。

三 当該対象給与が非居住者又は外國法人の国内事業所等（当該対象給与の支払をする者が内國法人が運航する船舶又は航空機において行う勤務に基因するものに限り、第二条第六号イに掲げるものの限り。）を通じて行う事業に係るものでないこと。

4 第二項の規定による還付金について国税通則法第五十八条第一項に規定する還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる同項の期間は、第一項の申告書の提出があつた日（同日後に納付された前項に規定する所得税の額に係る還付金については、その納付の日の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当（同法第五十七条第一項の規定による充当）をいう。以下この項において同じ。）をする日（同日前に充当をするのに適すこととなつた日がある場合には、その適することとなつた日）までの期間とする。

5 前二項に定めるもののほか、第二項の還付の手続その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。（給与に対する所得税の非課税）

税法第百六十二条第一項第十二号イ又はハに掲げる給与（同号ハに掲げる給与にあつては国内において行う勤務に基因するものに限り、国際運輸業を営む居住者又は内國法人の当該国際運輸業の用に供される船舶又は航空機において行う勤務に基因するもの、内國法人の役員として行う勤務に基因するもの、芸能人等として国内において行う勤務に基因するもの、第二十六条第一項（第二号に係る部分に限り。）又は第二項（第二号に係る部分に限り。）の規定の適用があるものを除く。以下この項において「対象給与」という。）又は第二項（第二号に係る部分に限り。）の規定の適用を受けない場合において、次に掲げる要件を満たすときは、当該対象給与については、所得税を課さない。

一 外國の権限のある機関に勤務する居住者（居住者又は内國法人が運航する船舶又は航空機において行う勤務に基因するものとして政令で定めるものに限り、第二十六条第一項（第二号に係る部分に限り。）又は第二項（第二号に係る部分に限り。）の規定の適用があるものを除く。）については、所得税を課さない。

2 外國居住者等が支払を受ける所得税法第百六十二条第一項第十二号イ又はハに掲げる給与（同号ハに掲げる給与にあつては国内において行う勤務に基因するものに限り、第二十六条第一項（第二号に係る部分に限り。）又は第二項（第二号に係る部分に限り。）の規定の適用があるものを除く。）については、所得税を課さない。

3 外國居住者等が支払を受ける所得税法第百六十二条第一項第十二号イ又はハに掲げる給与（同号ハに掲げる給与にあつては国内において行う勤務に基因するものに限り、第二十六条第一項（第二号に係る部分に限り。）又は第二項（第二号に係る部分に限り。）の規定の適用があるものを除く。）については、所得税を課さない。

4 第二項の規定による還付金について国税通則法第五十八条第一項に規定する還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる同項の期間は、第一項の申告書の提出があつた日（同日後に納付された前項に規定する所得税の額に係る還付金については、その納付の日の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当（同法第五十七条第一項の規定による充当）をいう。以下この項において同じ。）をする日（同日前に充当をするのに適すこととなつた日がある場合には、その適することとなつた日）までの期間とする。

5 前二項に定めるもののほか、第二項の還付の手続その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。（給与に対する所得税の非課税）

税法第百六十二条第一項第十二号イ又はハに掲げる給与（同号ハに掲げる給与にあつては国内において行う勤務に基因するものに限り、国際運輸業を営む居住者又は内國法人の当該国際運輸業の用に供される船舶又は航空機において行う勤務に基因するもの、内國法人の役員として行う勤務に基因するもの、芸能人等として国内において行う勤務に基因するもの、第二十六条第一項（第二号に係る部分に限り。）又は第二項（第二号に係る部分に限り。）の規定の適用があるものを除く。以下この項において「対象給与」という。）又は第二項（第二号に係る部分に限り。）の規定の適用を受けない場合において、次に掲げる要件を満たすときは、当該対象給与については、所得税を課さない。

一 外國の権限のある機関に勤務する居住者（居住者又は内國法人が運航する船舶又は航空機において行う勤務に基因するものとして政令で定めるものに限り、第二十六条第一項（第二号に係る部分に限り。）又は第二項（第二号に係る部分に限り。）の規定の適用があるものを除く。）については、所得税を課さない。

2 外國居住者等が支払を受ける所得税法第百六十二条第一項第十二号イ又はハに掲げる給与（同号ハに掲げる給与にあつては国内において行う勤務に基因するものに限り、第二十六条第一項（第二号に係る部分に限り。）又は第二項（第二号に係る部分に限り。）の規定の適用があるものを除く。）については、所得税を課さない。

3 外國居住者等が支払を受ける所得税法第百六十二条第一項第十二号イ又はハに掲げる給与（同号ハに掲げる給与にあつては国内において行う勤務に基因するものに限り、第二十六条第一項（第二号に係る部分に限り。）又は第二項（第二号に係る部分に限り。）の規定の適用があるものを除く。）については、所得税を課さない。

4 第二項の規定による還付金について国税通則法第五十八条第一項に規定する還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる同項の期間は、第一項の申告書の提出があつた日（同日後に納付された前項に規定する所得税の額に係る還付金については、その納付の日の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当（同法第五十七条第一項の規定による充当）をいう。以下この項において同じ。）をする日（同日前に充当をするのに適すこととなつた日がある場合には、その適することとなつた日）までの期間とする。

5 前二項に定めるもののほか、第二項の還付の手続その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。（給与に対する所得税の非課税）

共団体に勤務するため当該外国に係る  
　　外国居住者等となつた者を除く。)

口　　外国の権限のある機関の下において勤務  
した当該外国に係る外国居住者等がその過

去の勤務に基づき当該外国の権限のある機  
関から支払を受ける所得税法第百六十一條  
第一項第十二号ハに掲げる給与

次の各号に掲げる個人が支払を受ける当該各  
号に定める年金については、所得税を課さな  
い。

一　　外国の権限のある機関の下において勤務し  
た居住者(戸籍にある者を除く。)その過去  
の勤務に基づき当該外国の権限のある機関又  
は当該外国の権限のある機関が設立し、若し  
くは拠出した基金から支払を受ける所得税法  
第九十五条第四項第十号口に掲げる年金

二　　日本国又はその地方公共団体の下において  
勤務した外国居住者等(当該外国居住者等に  
係る外国の権限のある機関から旅券の発給を  
受けることができる者に限る。)その過去の  
勤務に基づき日本国若しくは当該地方公共團  
体又は日本国若しくは当該地方公共団体が設  
立し、若しくは拠出した基金から支払を受け  
る所得税法第百六十一条第一項第十二号口に  
掲げる年金

三　　第一項各号(第二号にあつては、同号口に係  
る部分に限る。)に定める所得、第二項各号  
(第一号にあつては、同号口に係る部分に限  
る。)に定める所得及び前項第一号に定める年金  
のうち、外国の権限のある機関の行う事業(收  
益を目的としないものを除く。以下この項にお  
いて同じ。)に係る勤務に基因するものについ  
ては前三項(第一項(第二号イに係る部分に限  
る。)、第二項(第二号イに係る部分に限る。)  
及び前項(第二号イに係る部分に限る。)を除く  
。)の規定は、第一項第二号(イに係る部分に  
限る。)に定める給与、第二項第二号(イに係  
る部分に限る。)に定める給与及び前項第二号  
に定める年金のうち、日本国又はその地方公共  
団体の行う事業に係る勤務に基因するものにつ  
いては第一項(第二号イに係る部分に限る。)  
第二項(第二号イに係る部分に限る。)の規定は、そ  
れぞれ適用しない。

四　　前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政  
令で定める。

(外国の権限のある機関等から支払を受ける退  
職手当等に対する個人の住民税の非課税)

**第二十七条** 道府県は、外国の権限のある機関の  
下において勤務した居住者が、その過去の勤務の  
ために規定する事項は、政令で定める。

5 前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政  
令で定める。

(学生等又は事業修習者の給付に対する所得税  
の非課税)

**第二十八条** 専ら教育又は訓練のために国内に滞  
在する非居住者である外国居住者等又は居住者

に基づき当該外国の権限のある機関から支払を  
受ける次の各号に掲げる居住者の区分に応じ當  
該各号に定める所得については、地方税法第五  
十条の二の規定により課する道府県民税の所得  
割を課すことができない。ただし、これらの  
所得のうち、当該外国の権限のある機関の行う  
事業(収益を目的としないものを除く。)に係  
る勤務に基因するものについては、この限りで  
ない。

一　　居住者で、専ら当該外国の権限のある機関  
に勤務するため居住者となつたもの(戸籍  
にある者を除く。)退職手当等(地方税法第  
五十条の二に規定する退職手当等をいう。次  
号において同じ。)のうち国内において行つ  
た勤務に基因するものについて

一　　居住者で、専ら当該外国の権限のある機関  
に勤務するために居住者となつたもの(戸籍  
にある者を除く。)退職手当等(地方税法第  
五十条の二に規定する退職手当等をいう。次  
号において同じ。)のうち国内において行つ  
た勤務に基因するものについて

二　　前号に掲げる居住者以外の居住者  
当等のうち国外において行つた勤務に基因す  
るもの

二　　前号に掲げる居住者以外の居住者  
退職手  
(法人の住民税の均等割の非課税)

(その滞在の直前に外国居住者等であつたもの  
に限る。)で、次の各号に掲げる者が支払を受  
ける当該各号に定める給付(非居住者である外  
国居住者等にあつては、所得税法第六十一条  
第一項に規定する国内源泉所得に該当するもの  
に限る。)については、所得税を課さない。

一　　学生、生徒又は児童、生計、教育又は訓練  
のための国外からの給付

二　　事業、職業又は技術に関する基礎的な知識  
又は技能の習得のための教育又は訓練を受け  
る者、前号に定める給付のうち、国内におい  
て最初に当該教育又は訓練を受ける日から起  
算して二年を経過する日までの間に支払を受  
けるもの

一　　前項の規定の適用に關し必要な事項は、政令  
で定める。

2 前項の規定の適用に關し必要な事項は、政令  
で定める。

2 (法人の住民税の均等割の非課税)

法第六十九条第四項第一号に規定する本店等と  
これらの規定に規定する国外事業所等(外国に  
所在するものに限る。以下この項において「特  
定国外事業所等」という。)との間のこれらの  
規定に規定する国外所得金額(同条第四項第一号  
に規定する内部取引(その対価の額とする  
額が独立企業間価格と異なることにより、当該  
居住者のその年分の所得税法第九十五条第一項  
に規定する国外所得金額(同条第四項第一号  
に規定する国内源泉所得に係るものに限る。以下こ  
の項及び第三十二条第三項において同じ。)又  
は当該国内法人の当該事業年度の法人税法第六  
十九条第一項に規定する国外所得金額(同条第  
四項第一号に掲げる国外源泉所得に係るものに  
限る。以下この項及び第三十二条第三項におい  
て同じ。)の計算上、当該内部取引に係る収入  
又は損失等の額(当該内部取引に係る所得税法  
第三十七条若しくは第三十八条に規定する必要  
所等を有する外国法人である外国居住者等で当  
該国内事業所等を通じて対象事業(その事業か  
ら生ずる所得の金額の全部につき所得税等の非  
課税等に関する規定により法人税を課さないこ  
ととされるものをいう。以下この条において同  
じ。)を行ふ法人として政令で定めるものに対  
しては、道府県民税の均等割(地方税法第二十  
三条第一項第一号に掲げる均等割をいう。)を  
当該外国の権限のある機関から支払を受ける次  
の各号に掲げる居住者の区分に応じ当該各号に  
定める所得については、地方税法第三百二十八  
条の規定により課する市町村民税の所得割(第  
三十四条第九項において「分離課税に係る所得  
割」という。)を課することができない。ただ  
し、これらの所得のうち、当該外国の権限のあ  
る機関の行う事業(収益を目的としないものを  
除く。)に係る勤務に基因するものについては、  
この限りでない。

一　　居住者で、専ら当該外国の権限のある機関  
に勤務するため居住者となつたもの(戸籍  
にある者を除く。)退職手当等(地方税法第  
三百二十八条に規定する退職手当等をいう。  
次号において同じ。)のうち国内において行つ  
た勤務に基因するもの

二　　前号に掲げる居住者以外の居住者  
退職手  
(特定国外事業所等に係る国外所得金額の計算  
の特例)

**第三十条** 居住者の所得税法第九十五条第四項第  
一号に規定する事業場等又は内國法人の法人税  
額をいう。

2 前項に規定する独立企業間価格とは、次の各  
号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める金  
額をいう。

一 居住者 当該居住者に係る特定内部取引の対価の額とされるべき額について租税特別措置法第四十条の三の三第二項に規定する方法に準じて算定した金額

二 内国法人 当該内国法人に係る特定内部取引の対価の額とされるべき額について租税特別措置法第六十六条の四の三第二項に規定する方法に準じて算定した金額

前二項の規定の適用に關し必要な事項は、政

**(外国税額控除等の特例)**

十五條第一項に規定する

夕同

事業所等をいう。以下この号及び次号において同じ。)が外国に所在するときは、同項第一号に規定する内部取引には、当該居住者の国外事業所等と事業場等(同号に規定する事業場等をいう。次号において同じ。)との間の同条第七項に規定する利子の支払に相当する事実及び同項に規定する政令で定める事実は、含まれないものとする。

四 居住者の国外事業所等が、外国に所在しがつ、当該居住者の国外事業所等が事業場等のために棚卸資産(所得税法第一条第一項第十六号に規定する棚卸資産をいう。以下この号において同じ。)を購入する業務及びそれ

第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、国内事業所等を有する外国法人である居住者等が各事業年度において法人税法第百四十四条の二第一項に規定する外国法人税を納付することとなる場合における同条の規定の適用について準用する。この場合において、同号中「所得税法第九十五条第四項各号」とあるのは、「法人税法第一百四十四条の二第四項各号」と、「所得税法第九十五条第四項」とあるのは、「法人税法第一百四十四条の二第四項に」と読み替えるものとする。

（国税庁長官の確認があつた場合の更正の請求の特例等）

税事業年度の基準法人税額（地方法人人税法第六条第一項に規定する基準法人税額をいう。以下この項及び次項において同じ。）又は外国居住者等の各年分の各種所得の金額、各事業年度の所得の金額若しくは各課税事業年度の基準法人税額のうちに減額されるものがある場合について準用する。この場合において、租税条約等実施特例法第七条第一項中「国税通則法第二十三条第一項又は第二項」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十二条第一項」と、「当該合意をした」とあるのは「当該確認があつた」と読み替えるものとする。

---

Digitized by srujanika@gmail.com

二 居住者が、居住者若しくは内国法人から支  
　　いては、次に定めるところによる。  
　　一 外国の法令により当該外国において租税を  
　　課することができることとされる所得のうち  
　　政令で定めるものは、所得税法第九十五条第  
　　四項第十六号に掲げる所得に該当するものと  
　　する。

以外の業務を行う場合には、当該国外事業所等のその棚卸資産を購入する業務から生ずる同法第九十五条第四項第一号に掲げる所得は、ないものとする。

前項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、国内事業所等を有する非居住者である外国居住者等が各年において所得税法第百六十五条の六第一項に規定する外国所得税を納付すること

**第三十二条** 所得税法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書、法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書若しくは地方法人税法第二条第十五号に規定する地方法人税確定申告書を提出した者又は決定を受けた者は、所得税等の非課税等に関する規定(第三条第一項、第七条第二十一項及び第二十二項、第十条第一項、第十四条第一項並びに第三十条第一項の規

3  
租税条約等実施特例法第七条第二項の規定  
は、第一項の国税庁長官の確認があつたことによ  
り、居住者の各年分の所得税法第九十五条第一  
項に規定する国外所得金額又は内国法人の各  
事業年度の法人税法第六十九条第一項に規定す  
る国外所得金額のうちに増額されるものがあ  
り、かつ、これらの金額が増額されることによ  
つて当該居住者の各年分の所得税の額又は当該

3 となる場合における同条の規定の適用について準用する。この場合において、同号中「第九十五条第四項各号」とあるのは「第一百六十五条の六第四項各号」と、「第九十五条第四項に」とあるのは「第一百六十五条の六第四項に」と読み替えるものとする。

第一項の規定は、内国法人が各事業年度において

定を含む)。若しくは租税特別措置法第四十条の三の三第一項、第四十一条の十九の五第一項、第六十六条の四第一項、第六十六条の四の三第一項若しくは第六十七条の十八第一項の規定の適用により、又は第十五条第三十項の規定が適用されないことにより、これらの申告書又は決定に係る年分の所得税、事業年度の法人税

内国法人の各事業年度の所得に対する法人税の額若しくは各課税事業年度の基準法人税額に対する地方法人税の額のうちに減額されるものがある場合について適用する。この場合において、租税条約等実施特例法第七条第二項中「更正の請求」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関

外国法人（外国居住者等に該当するものを除く。以下この号において「第三国居住者等」という。）から支払を受ける次に掲げる所得（当該第三国居住者等の当該外国居住者等に係る外国にある同項に規定する国内事業所等に相当するものを通じて行う事業に係るものに限る。）は、これらの所得に対応する所得税法第九十五条第四項各号に掲げる国外源泉所得に該当するものとする。

イ 第十五条第二十九項第一号に規定する対象利子（所得税法第九十五条第四項に規定する国外源泉所得に該当するものを除く。）

ロ 第十五条第二十九項第三号に規定する対象使用料（所得税法第九十五条第四項に規定する国外源泉所得に該当するものを除く。）

いて法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税を納付することとなる場合における同条の規定の適用について準用する。この場合において、第一項第一号中「所得税法第九十五条第四項第十六号」とあるのは「法人税法第六十九条第四項第十五号」と、同項第二号中「所得税法第九十五条第四項各号」とあるのは「法人税法第六十九条第四項各号」と、「所得税法第九十五条第四項に」とあるのは「法人税法第六十九条第四項に」と、同項第三号中「所得税法第九十五条第四項第一号」とあるのは「法人税法第六十九条第四項第一号」と、「事業場等」とあるのは「本店等」と、「事実及び」とあるのは「同項に規定する事実及び」と、同項第四号中「事業場等」とあるのは「本店等」と、「所

又は課税事業年度（地方法人税法第七条第一項に規定する課税事業年度をいう。次項及び第三項において同じ。）の地方法人税の国税通則法第十九条第一項に規定する課税標準等又は税額等に関する、その内容が異なることとなつた場合において、外国の租税に関する権限のある機関が当該外国の所得税又は法人税に相当する税の課税上との異なることとなつた内容を基礎とすることとなると認めたことにつき国税庁長官の確認があつたときは、当該確認の日の翌日から起算して二月以内に、税務署長に対し、同法第二十三条第一項の規定による更正の請求をすることができる。

する法律第三十二条第一項の規定による更正の請求」と、「当該合意をした」とあるのは「当該確認があつた」と読み替えるものとする。  
4 稟税条約等実施特例法第七条第三項の規定は、第二項において準用する同条第一項の更正をする場合において、内国法人の同項の規定により減額される所得の金額のうちに外国居住者等に支払われない金額があるときについて準用する。

5 租税条約等実施特例法第七条第四項の規定は、第二項において準用する同条第一項の更正を受けた居住者、内国法人若しくは外国居住者等又は第三項において準用する同条第二項の更正を受けた居住者若しくは内国法人について準用する。この場合において、同条第四項の表所

三 居住者の所得税法第九十五条第四項第一号に掲げる所得を算定する場合において、当該居住者の国外事業所等（同号に規定する国外

得税法第二条第一項第十六号」とあるのは「法人税法第二条第二十号」と、「第九十五条第四項第一号」とあるのは「第六十九条第四項第一号」と読み替えるものとする。

り、居住者の各年分の各種所得の金額（所得税法第二条第一項第二十二号に規定する各種所得の金額をいう。以下この項において同じ。）、内国法人の各事業年度の所得の金額若しくは各課

得税法第百五十三条の項及び法人税法第八十一  
条の項中「租税条約等の実施に伴う所得税法、  
法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」  
とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互

三十二条第二項又は第三項（国税庁長官の確認があつた場合の更正の請求の特例等）において準用する租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」と、同表法人税法第二十四条の項中「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等にに関する法律」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十二条第二項（国税庁長官の確認があつた場合の更正の請求の特例等）において準用する租税条約等の実施特例法」と、同表地方法人税法第二十四条の項中「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等にに関する法律」の特例等に「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十二条第二項又は第三項において準用する租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」と読み替えるものとする。

租税条約等実施特例法第七条第五項の規定は、第一項に規定する課税標準等又は税額等につき同項の国税庁長官の確認があつたことその他の政令で定める要件を満たすときにおける第二項において準用する同条第一項の規定又は第三項において準用する同条第二項の規定による更正に係る還付金又は過納金について準用する。この場合において、同条第五項中「財務大臣が当該相手国等の権限ある当局との間で合意をした期間」とあるのは、「外国・外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十三条に規定する政令で指定するものに限る。以下この項において同じ」の租税に関する権限のある機関が当該課税標準等又は税額等につき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十二条第一項の異なることとなつた内容に基づき当該外国の租税の課税標準等（国税通則法第二条第六号イからハまでに掲げる事項をいう。）又は税額等（同号ニからハまでに掲げる事項をいう。）が計算されたことにより当該外国に係る外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第二条第三号に規定する外国居住者等が納付すべき当該外国の租税に係る延滞税に相当する税のうち免除することとした金額の計算の基礎となる期間につき国税庁長官の確認があつた場合における当該期間に相当する期間」と読み替えるものとする。

第三十  
支給（源自

**第三十三条** 所得税等の非課税等に関する規定の適用により、外国居住者等又は居住者が支払を受ける当該所得税等の非課税等に関する規定に規定する所得（以下この項及び次条第一項において「対象所得」という。）に係る所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収による所得税として納付された金額が納付すべき税額を超えた場合において、外国の租税に関する権限のある機関が当該外国の所得税又は法人税に相当する税の課税率上その納付すべき税額を基礎とすることとなると認めたことにつき国税庁長官の確認があつたときは、国税局長又は税務署長は、当該対象所得について同法第六条の規定その他他の所得税に関する法令の規定により所得税を徴収して納付する義務がある者に対し、当該納付すべき税額と当該納付された金額との差額に相当する給付金（以下この条において「特別過誤納金」という。）を支給する。ただし、当該納付された金額に係る過誤納金に係る国に対する請求権が時効によつて消滅している場合は、この限りでない。

2 国税局長又は税務署長は、特別過誤納金の支給をする場合において、延滞税過誤納相当額（前項の納付された金額に係る延滞税の額として納付された金額から同項の納付すべき税額に係る延滞税の額とされるべき金額を控除した金額に相当する給付金をいう。以下この条において同じ。）、不納付加算税過誤納相当額（同項の納付された金額に係る不納付加算税の額として納付された金額から同項の納付すべき税額に係る不納付加算税の額とされるべき金額を控除した金額に相当する給付金をいう。以下この条において同じ。）又は重加算税過誤納相当額（同項の納付された金額に係る重加算税の額として納付された金額から同項の納付すべき税額に係る重加算税の額とされるべき金額を控除した金額に相当する給付金をいう。以下この条において同じ。）があるときは、当該特別過誤納金の支給を受ける者に対し、延滞税過誤納相当額、不納付加算税過誤納相当額又は重加算税過誤納相当額を支給する。

3 国税局長又は税務署長は、特別過誤納金、不納付加算税過誤納相当額若しくは重加算税過誤納相当額の支払をし、又は充当（国税通則法第二百五十七条の規定による充当をいう。以下この項

において同じ。) をする場合には、次の各号に掲げる特別過誤納金、不納付加算税過誤納相当額又は重加算税過誤納相当額の区分に従い当該

において同じ。)をする場合には、次の各号に掲げる特別過誤納金、不納付加算税過誤納相当額又は重加算税過誤納相当額の区分に従い当該各号に定める日の翌日から特別過誤納金、不納付加算税過誤納相当額又は重加算税過誤納相当額の支払決定の日又は充当の日までの期間の日数に応じ、その金額に年七・三パーセントの割合(各年の租税特別措置法第九十五条に規定する還付加算金特例基準割合(以下この項において「還付加算金特例基準割合」という。)が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該還付加算金特例基準割合を乗じて計算した金額(以下この条における延滞税過誤納相当額として納付された金額に係る延滞税の額として納付された金額に係る延滞税過誤納相当額を含む。)その支給をしてることとなつた日として政令で定める日の翌日から起算して一月を経過する日において「加算金」という。)をその支払をし、又は充当をすべき金額に加算しなければならない。

一 納税の告知(国税通則法第三十六条第一項の規定による納税の告知をいう。次号において同じ。)を受けることなく納付された金額に係る特別過誤納金(当該納付された金額に係る延滞税過誤納相当額を含む。)の支給をすることがなつた日として政令で定める日の翌日から起算して一月を経過する日において同じ。)を受けて納付された金額に係る延滞税過誤納相当額を含む。)の支給をすることがなつた日として政令で定める日の翌日から起算して一月を経過する日において同じ。)前である場合には、当該法定納期限

二 紳税の告知を受けて納付された金額に係る特別過誤納金(当該納付された金額に係る延滞税過誤納相当額を含む。)の支給をすることがなつた日として政令で定める日の翌日から起算して一月を経過する日において同じ。)前である場合には、当該法定納期限

三 不納付加算税過誤納相当額又は重加算税過誤納相当額(当該不納付加算税過誤納相当額に係る不納付加算税又は当該重加算税過誤納相当額に係る重加算税の納付があつた日(その日が当該不納付加算税又は当該重加算税の法定納期限前である場合には、当該法定納期限限)

は加算金の支給を受ける権利は、二年間行使しないことによって、時効により消滅する。

第五十 還付金等	二項 第五十 還付金等の 特別過誤納金等の支給を受け る権利	八条第 二項第 一號及 び第二
<p>7 第一項から第三項までの特別過誤納金、延滞税過誤納相当額、不納付加算税過誤納相当額、重加算税過誤納相当額又は加算金の支給については、地方税法附則第九条の十の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第五十七条」とあるのは「第五十七条（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等の所得相互免除法」という。）第三十三条第七項において準用する場合に限る。）」と、「該当する還付金等」とあるのは「該当する外国居住者等の所得相互免除法第三十三条第一項に規定する特別過誤納金、同条第二項に規定する延滞税過誤納相当額、不納付加算税過誤納相当額若しくは重加算税過誤納相当額又は同条第三項に規定する加算金（以下この項及び第三項において「特別過誤納金等」という。）と、同項第二号中「国税に係る還付金等」とあるのは「特別過誤納金等」とある、「の還付」とあるのは「の支給」と、「当該還付金等」とあるのは「当該特別過誤納金等」と、同条第三項中「還付金等の還付」とあるのは「特別過誤納金等の支給」と、「当該支給を」と、「当該還付を」とあるのは「当該支給を」と、「当該還付金等」とあるのは「当該特別過誤納金等」と読み替えるものとする。</p> <p>8 前三項に定めるもののほか、第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>（個人の住民税に係る特別過誤納金の支給）</p> <p><b>第三十四条</b> 道府県民税の利子割（地方税法第二十三条第一項第三号の二に掲げる利子割をいいう。以下この項において同じ。）又は配当割（同条第一項第三号の三に掲げる配当割をいいう。以下この項において同じ。）の課税標準の計算上その例によるものとされる所得税等の非課税等に関する規定の適用により、居住者又は道府県内に住所を有する個人が支払を受ける対象所得に係る利子割又は配当割として納入された金</p>		

額が納入すべき税額を超えた場合において、外  
国の租税に関する権限のある機関が当該外国の  
所得税又は法人税に相当する税の課税上その納  
入すべき税額を基礎とすることとなると認めた  
ことにつき国税庁長官の確認があつたときは、  
道府県知事は、当該対象所得について同法第七  
十一条の第十第二項又は第七十一条の三十一第二  
項の規定により当該利子割又は配当割を徴収し  
て納入する義務がある者に対し、当該納入すべ

き税額と当該納入された金額との差額に相当する給付金（次項から第七項までにおいて「特別過誤納金」という。）を支給する。ただし、当該納入された金額に係る過誤納金に係る地方団体に対する請求権が時効によつて消滅しない場合は、この限りでない。

道府県知事は、特別過誤納金の支給をする場合において、延滞金過誤納相当額（前項の納入された金額に係る延滞金の額として納入された金額から同項の納入すべき税額に係る延滞金の額とされるべき金額を控除した金額に相当する給付金をいう。以下第七項までにおいて同じ。）、不申告加算金過誤納相当額（前項の納入された金額に係る不申告加算金の額として納入された金額から同項の納入すべき税額に係る不申告加算金の額とされるべき金額を控除した金額に相当する給付金をいう。以下第七項までにおいて同じ。）又は重加算金過誤納相当額（前項の納入された金額に係る重加算金の額として納入された金額から同項の納入すべき税額に係る重加算金の額とされるべき金額を控除した金額に相当する給付金をいう。以下第七項までにおいて同じ。）又は重加算金過誤納相当額（前項の納入された金額に係る重加算金の額として納入された金額から同項の納入すべき税額に係る重加算金の額とされるべき金額を控除した金額に相当する給付金をいう。以下第七項までにおいて同じ。）があるときは、当該特別過誤納金の支給を受ける者に対し、延滞金過誤納相当額、不申告加算金過誤納相当額又は重加算金過誤納相当額を支給する。

道府県知事は、特別過誤納金、不申告加算金、過誤納相当額若しくは重加算金過誤納相当額の支払をし、又は充当（地方税法第十七条の二第一項から第三項までの規定による充当をいう。以下この条において同じ。）をする場合には、次の各号に掲げる特別過誤納金、不申告加算金過誤納相当額又は重加算金過誤納相当額の区分に従い当該各号に定める日の翌日から特別過誤納金、不申告加算金過誤納相当額又は重加算金過誤納相当額の支払決定の日又は充当の日まで期間の日数に応じ、その金額に年七・三バーセントの割合（毎年の同法附則第三条の二第四

項に規定する還付加算金特例基準割合(以下「還付加算金特例基準割合」といふ。)が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該還付加算金特例基準割合(以下「還付加算金特例基準割合」といふ。)をその支払をし、又は充当をすべき金額に加算しなければならない。

一 地方税法第七十一条の十一第一項若しくは第三項若しくは第七十一条の三十二第一項若しくは第三項の規定による更正又は同法第七十一条の十一第二項若しくは第七十一条の三十二第二項の規定による決定(次号において「更正又は決定」といふ。)を受けることなく納入された金額に係る特別過誤納金(当該納入された金額に係る延滞金過誤納相当額を含む)その支給をすることとなつた日として政令で定める日の翌日から起算して一月を経過する日。

二 更正又は決定により納入された金額に係る特別過誤納金(当該納入された金額に係る延滞金過誤納相当額として納入された金額に係る延滞金過誤納相当額を含む)当該更正又は決定を受けた金額の納入人があつた日(その日が当該更正又は決定を受けた金額の納期限(地方税法第七十一条の十七第一項又は第七十一条の三十八第一項に規定する納期限をいう。以下の号及び次号において同じ。)前である場合には、当該納期限)誤納相当額 当該不申告加算金過誤納相当額に係る不申告加算金又は当該重加算金過誤納相当額に係る重加算金の納入があつた日(その日が当該不申告加算金又は当該重加算金の納期限前である場合には、当該納期限)延滞金過誤納相当額、不申告加算金過誤納相当額及び重加算金過誤納相当額の額は、法人の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入しないものとする。

三 不申告加算金過誤納相当額又は重加算金過誤納相当額 当該不申告加算金過誤納相当額に係る不申告加算金又は当該重加算金過誤納相当額及び重加算金過誤納相当額の額は、法人の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入しないことによって、時効により消滅する。

四 第一項の特別過誤納金の支給、第二項の延滞金過誤納相当額、不申告加算金過誤納相当額又は重加算金過誤納相当額の支給、第三項の加算

基礎となることとなると認めたことにつき国税局長官の確認があつたときは、市町村長は、当該対象所得について当該個人（分離課税に係る所得割の場合には、地方税法第三百二十八条の第五第二項の規定により当該分離課税に係る所得割を徴収して納入する義務がある者（第十二項において「特別徴収義務者」という。））に対し、当該納付し、又は納入すべき税額と当該納付され、又は納入された金額との差額に相当する給付金（次項から第十五項までにおいて「特別過誤納金」という。）を支給する。ただし、当該納付され、又は納入された金額に係る過誤納金に係る地方団体に対する請求権が時効によつて消滅していない場合は、この限りでない。

市町村長は、特別過誤納金の支給をする場合において、延滞金過誤納相当額（前項の納付され、又は納入された金額に係る延滞金の額として納付され、又は納入された金額から同項の納付し、又は納入すべき税額に係る延滞金の額とされるべき金額を控除した金額に相当する給付金をいう。以下第十五項までにおいて同じ。）、不申告加算金過誤納相当額（前項の納付され、又は納入された金額に係る重加算金の額として納付され、又は納入された金額に係る重加算金の額とされるべき金額を控除した金額に相当する給付金をいう。以下第十五項までにおいて同じ。）又は重加算金過誤納相当額（前項の納付され、又は納入された金額に係る重加算金の額として納付され、又は納入された金額に係る重加算金の額とされるべき金額を控除した金額に相当する給付金をいう。以下第十五項までにおいて同じ。）があるときは、当該特別過誤納金の支給を受ける者に対し、延滞金過誤納相当額、不申告加算金過誤納相当額又は重加算金過誤納相当額を支給する。

市町村長は、特別過誤納金、不申告加算金過誤納相当額若しくは重加算金過誤納相当額の支払をし、又は充当をする場合には、次の各号に掲げる特別過誤納金、不申告加算金過誤納相当額又は重加算金過誤納相当額の区分に従い当該各号に定める日の翌日から特別過誤納金、不申告加算金過誤納相当額又は重加算金過誤納相当額の支払決定の日又は充当の日までの期間の日数に応じ、その金額に年七・三パーセントの割合（毎年の還付加算金特例基準割合が年七・三

一 地方税法第三百二十八条の九第一項若しくは第三項の規定による更正又は同条第二項の規定による決定（次号において「更正又は決定」という。）を受けることなく同法第三百二十八条の五第二項の規定により納入された金額に係る特別過誤納金（当該納入された金額に係る延滞金額として納入された金額に係る延滞金過誤納相当額を含む。）その支給をすることとなつた日として政令で定める日の翌日から起算して一月を経過する日

二 更正又は決定により納入された金額に係る特別過誤納金（当該納入された金額に係る延滞金額として納入された金額に係る延滞金過誤納相当額を含む。）当該更正又は決定を受けた金額の納期限（地方税法第三百二十九条第一項に規定する納期限をいう。以下この号及び次号において同じ。）前である場合には、当該納期限

三 前二号に掲げる特別過誤納金以外の特別過誤納金、不申告加算金過誤納相当額又は重加算金過誤納相当額（当該特別過誤納金に係る過誤納金、不申告加算金過誤納相当額に係る不申告加算金又は当該重加算金過誤納相当額に係る重加算金の納付又は納入があつた日（その日が当該過誤納金、不申告加算金又は重加算金の納期限前である場合には、当該納定期限）

12 特別過誤納金（特別徴収義務者に対して支給されるもののを除く。）、延滞金過誤納相当額、不申告加算金過誤納相当額及び重加算金過誤納相当額については所得税を課さないものとし、延滞金過誤納相当額、不申告加算金過誤納相当額の額は法人の各事業及び重加算金過誤納相当額の額は法人の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入しないものとする。

13 特別過誤納金、延滞金過誤納相当額、不申告加算金過誤納相当額、重加算金過誤納相当額又は加算金の支給を受ける権利は、二年間行使しないことによって、時効により消滅する。

14 第九項の特別過誤納金の支給、第十項の延滞金過誤納相当額、不申告加算金過誤納相当額又は

(同法第六十六条の四第一項に規定する国外関連取引をいう。以下この条、次条第一項及び第三十八条において同じ。)につき同法第六十六条の四第一項の規定の適用がある場合において、当該国外関連取引に係る同項に規定する独立企業間価格につき第三十二条第一項の国税庁長官の確認があつたことその他の政令で定める要件を満たすときは、国税局長又は税務署長は、政令で定めるところにより、当該法人が同法第六十六条の四第一項の規定の適用により納付すべき法人税に係る延滞税及び地方法人税に係る延滞税のうちその計算の基礎となる期間で、当該特定国外関連者に係る外国の租税に關する権限のある機関が当該独立企業間価格に相当する金額に基づき当該特定国外関連者に係る当該外国の租税を減額し、かつ、その減額により還付をする金額に付さないこととした国税通則法第五十八条第一項に規定する還付加算金に相当する金額の計算の基礎となる期間につき国税庁長官の確認があつた場合における当該期間に相当する期間に対応する部分に相当する金額を免除することができる。

(外国居住者等との間の取引につき国外関連者との取引に係る課税の特例の適用がある場合の納税の猶予の特例)

第 六 項	第 五 項	第 四 項	第 三 項	第 二 項	第 一 項
第一項の協議	租税特別措置法 第六十六条の四 の二第一項の 猶予)	租税特別措置法 第六十六条の四 の二第一項の 猶予)	租税特別措置法 第六十六条の四 の二第一項の 猶予)	租税特別措置法 第六十六条の四 の二第一項の 猶予)	租税特別措置法 第六十六条の四 の二第一項の 猶予)
又は「一とあるのは「納稅の猶予」(国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納稅の猶予)	又は「一とあるのは「納稅の猶予」(国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納稅の猶予)	又は「一とあるのは「納稅の猶予」(国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納稅の猶予)	又は「一とあるのは「納稅の猶予」(国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納稅の猶予)	又は「一とあるのは「納稅の猶予」(国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納稅の猶予)	又は「一とあるのは「納稅の猶予」(国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納稅の猶予)
(特例)	(特例)	(特例)	(特例)	(特例)	(特例)

条第一項に規定する期間をい  
ハ、同項

第七項 第三十八條 道府県知事は、法人と当該法人に係る特定国外関連者との間の国外関連取引につき租税特別措置法第六十六条の四第一項の規定の適用がある場合、国内事業所等を有する外国居住者等の法人税法第二百三十八条第一項第一号に規定する本店等と国内事業所等との間の同号に規定する内部取引の対価の額とした額につき租税特別措置法第六十六条の四の三第一項の規定の適用がある場合又は内国法人の法人税法第六十九条第四項第一号に規定する本店等と同号に規定する国外事業所等（外国に所在するものに限る。）との間の同号に規定する内部取引の対価の額とした額につき租税特別措置法第六十七条の十八第一項の規定の適用がある場合において、第三十六条第一項（前条第一項において準用する場合を含む。）に規定する課税上の取扱いに関する申立て（以下第四十条までにおいて「課税上の取扱いに関する申立て」という。）を行ったと認められるときは、当該法人（次条第一項から第三項までにおいて「対象法人」という。）の申請に基づき、その適用に係る租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項及び第六十七条の十八第十三項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）に掲げる更正決定に係る法人税額（地方税法第二十三条第一項第四号に掲げる法人税額をいい、当該課税上の取扱いに関する申立てに係る第三十二条第一項の国税庁長官の確認の対象となるものに限る。以下この項及び第五項において同じ。）の額又は当該更正決定に係る法人税額に基づいて道府県知事が同法第五十五条第一項若	
第一項	した法人税 人税
（外国居住者等との間の取引につき国外関連者との取引に係る課税の特例の適用がある場合等の徵収猶予の特例）	（外國居住者等との間の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十七条第一項において準用する同法第三十六条第一項に規定する期間をいい、同項

しくは第二項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき法人税割の額を限度として、同法第五十三条第三十五項又は第五十六条第一項の規定による納付すべき日又は納期後(当該申請が当該納付すべき日又は納期後であるときは、当該申請の日とする。)から第三十二条第一項の国税庁長官の確認に基づく国税通則法第二十六条の規定による更正に係る法人税額に基づいて道府県知事が地方税法第五十五条第一項又は第三項の規定によつて更正をした場合における当該更正があつた日(第三十二条第一項の国税庁長官の確認がない場合その他の政令で定める場合には、政令で定める日)の翌日から一月を経過する日までの期間に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行ふ者につき当該申請の時において当該法人税割の額又は当該課税上の取扱いに関する申立てに係る租税特別措置法第六十六条の四第二十七項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づいて地方税法第七十二条の三十一第三項の規定により申告納付すべき所得割(同法第七十一条第三号に掲げる所得割をいう。以下この項及び第五項において同じ。)の額若しくは附加価値割(同法第七十二条第一号に掲げる附加価値割をいう。以下この項及び第五項において同じ。)の額若しくは当該更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づいて地方税法第七十二条の三十一第一項若しくは第七十二条の四十一の二第一項若しくは第二項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき所得割の額若しくは附加価値割の額以外の当該道府県の地方税の滞納がある場合は、この限りでない。

2 地方税法第五十五条の二第二項から第六項までの規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五十五第 宋の二第一 項	市町村長は、法人と当該法人に係る特定国外 関連者との間の国外関連取引につき租税特別措 置法第六十六条の四第一項の規定の適用がある 場合、国内事業所等を有する外国居住者等の法 人税法第百三十八条第一項第一号に規定する本 店等と国内事業所等との間の同号に規定する内 部取引の対価の額とした額につき租税特別措置 法第六十七条の十八第 一項の規定の適用がある場合において、課税上 の取扱いに関する申立てを行つたと認められる ときは、当該法人の申請に基づき、その適用に 係る同法第六十六条の四第二十七項第一号に掲 げる更正決定に係る法人税額（地方税法第二百 九十二条第一項第四号に掲げる法人税額をい い、当該課税上の取扱いに関する申立てに係る 第三十二条第一項の国税庁長官の確認の対象と なるものに限る。以下この項において同じ。）の額又 は当該更正決定に係る法人税額に基づいて市町 村長が同法第三百二十二条の十一第一項若しく は第二項の規定によつて更正若しくは決定をし た場合における当該更正若しくは決定により納 付すべき法人税割の額を限度として、同法第三 百二十二条の八第三十五項又は第三百二十二条 の十二第一項の規定による納付すべき日又は納 期限（当該申請が当該納付すべき日又は納期限 後であるときは、当該申請の日とする。）から 第三十二条第一項の国税庁長官の確認に基づく 国税通則法第二十六条の規定による更正に係る 法人税額に基づいて市町村長が地方税法第三百 二十二条の十一第一項又は第三項の規定によつ て更正をした場合における当該更正があつた日 （第三十二条第一項の国税庁長官の確認がない 場合その他の政令で定める場合には、政令で定 める日）の翌日から一月を経過する日までの期 間に限り、その徴収を猶予することができる。	五項 宋の二第一 項	八条第一項に規定する期間をいい、 同項	外国居住者等所得相互免除法第三十 三条第一項に規定する期間をいい、 同項
---------------------	---	------------------	------------------------	--



て準用する同法第四十条の三の三第二十二項第一号」と、「法人税額」(地方税法第二百九十二条第一項第四号に掲げる法人税額をいい、当該条第一項の国税庁長官の確認の対象となるものに限る。以下この項において同じ。)に基づいて地方税法第三百二十二条の八第三十五項の規定により申告納付すべき法人税割(同法第三百二十九条第一項第三号に掲げる法人税割をいう。以下この項において同じ。)の額又は当該更正決定に係る法人税額に基づいて市町村長が同法第三百二十二条の十一第一項若しくは第二項の規定によって更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべしべき法人税割の額)とあるのは「所得税の額(当該課税上の取扱いに関する申立てに係る第三百二条第一項の国税庁長官の確認の対象となるものに限る。以下この項において同じ。)の計算の基礎となつた所得に基づいて課された市町村民税額」と、「同法第三百二十二条の八第三十五項又は第三百二十二条の十二第一項の規定による納付すべき日又は納期限(当該申請が当該納付すべき日又は「その納期期限(地方税法第三百二十九条第一項に規定する納期限をいい、当該申請が当該)と、「更正に係る法人税額」とあるのは「更正に係る所得税の額の計算の基礎となつた所得」と、「地方税法第三百二十二条の十一第一項又は第三項の規定によつて更正をした場合における当該更正があつた」とあるのは「市町村民税を課した」と、「当該法人税割の額」とあるのは「当該市町村民税額」と読み替えるものとする。

り課税上の取扱いに関する申立てが行われたと認める場合における国税庁長官の通知について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる前条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

項 第三		項 第二		項 第一	
5	第六十六条の四 第二項第一号	第六十六条の四 第二項第一号	第六十六条の四 第二項第一号	第六十六条の四 第二項第一号	第六十六条の四 第二項第一号
対象法人の事務所 又は事業所の所在 地の道府県知事	対象法人の事務所 又は事業所の所在 地の道府県知事	前条第一項	前条第一項	法人税額	前条第一項
市町村民税の納稅義務者 の住所所在地の市町村長	市町村民税の納稅義務者 の住所所在地の市町村長	次条第二項において準用 する前条第三項	次条第二項において準用 する前条第三項	所得税の額の計算の基礎 となつた所得	次条第二項において準用 する前条第三項

する内部取引の対価の額とした額につき租税特別措置法第四十条の三の三第一項の規定の適用がある場合又は事業を行う居住者の所得税法第六十五条第四項第一号に規定する事業場等と同様の規定する国外事業所等(外国に所在するものに限る)との間の同号に規定する内部取引の対価の額とした額につき租税特別措置法第四十五条の十九の五第一項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、第三十八条第五項中「法人(次条第六項から第八項までにおいて「対象法人」という)」とあるのは「納稅義務者」と、「第六十六条の四第二十項第一号」とあるのは「第四十条の三の三第三十二条項第一号」とある、「第六十六条の四第二十項第一号」(同法第四十一条の十九の五第十三項において準用する場合を含む)」と、「法人税額の課税標準とされた所得に基づいて道府県知事が同法第七十二条の三十九第一項若しくは第二項若しくは第七十二条の四十一の二第一項若しくは第二項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき所得割の額若しくは付加価値割の額並びに申告納付すべき所得割の額若しくは付加価値割の額又は当該更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づいて道府県知事が同法第七十二条の三十九第一項若しくは第二項若しくは第七十二条の四十一の二第一項若しくは第二項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により計算した金額の合計額」とあるのは「所得税の額(当該課税上の取扱いに関する申立てに係る第三十二条第一項の申告加算金、不申告加算金及び重加算金として政令で定めるところにより計算した金額の合計額)」とあるのは「所得税額」と、「同一の額の課税標準とされた所得に基づいて道府県知事が同法第七十二条の三十一第三項又は第七十二条の四十四第一項の規定による納期限」とあるのは「その納期限(地方税法第七十二条の六十六第一項に規定する納期限をいい)」と、「法人税額の課税標準とされた所得に基づいて道府県知事が同法第七十二条の三十九第一項若しくは第三項又は第七十二条の四十一の二第一項若しくは第三項の規定によつて更正をした場合における当該更正があつた」とあるのは「所得税の額の計算の基礎となつた所得に基づいて道府県知事が同法第七十二条の三十九第一項若しくは付加価値割の額又は当該課税上の取扱いに関する申立てに係る租税特別措置法第六十六条の四第二十七項第一号に掲げる更正決定に係

第 項 七 前 条 第 五 項	次条第五項において準用する前
第 八 項 課 稅 標準 と 被 對 象 法 人	事業稅の納稅義務者 （外國の租稅に関する權限のある機關への情報提供）
第 九 項 法 人 稅 額 の 所 得 稅 の 額 の 計 算 の 基 礎 と な つ た 所 得 稅 の 額 の 計 算 の 基 礎 と な つ た 所 得	事業稅の納稅義務者 （外國の租稅に関する權限のある機關への情報提供）
第 十 項 對 象 法 人	事業稅の納稅義務者 （外國の租稅に関する權限のある機關への情報提供）

第四十一条 財務大臣は、外國の租稅に関する權限のある機關に対し、その職務（租稅に関する法令に規定する國稅庁、國稅局若しくは税務署若しくは國稅不服審判所又は道府県若しくは市町村の職務に相当するものに限る。以下この項において同じ。）の遂行に資すると認められる租稅に関する情報（当該外國の租稅に関する法令の運用又は執行に関連するものに限る。）の提供を行ふことができる。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。	第一項に規定する政令で定める者は、その報告対象契約を締結している場合には、その報告対象契約ごとに、租稅條約等実施特例法第十条の六を行つた者（租稅條約等実施特例法第十条第一項に規定する特定対象者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び特定居住地国（租稅條約等実施特例法第十条の六第一項に規定する特定居住地国をい
二 我が国がこの項の規定により提供する情報について当該外國において秘密の保持が担保されていないと認められるとき。	う。次項において同じ。）、当該報告対象契約に係る資産の価額、当該資産の運用、保有又は譲渡による収入金額その他の総務省令、財務省令で定める事項（以下この条において「報告事項」という。）を、その年の翌年四月三十日までに、次に掲げる方法のいずれかにより、当該報告金融機関等の本店又は主たる事務所の所在地（租稅條約等実施特例法第十条の六第一項に規定する政令で定める場合には、同項に規定する政令で定める方法のいずれかに、当該報告金融機関等の所轄税務署長に提供しなければならない。
三 我が国がこの項の規定により提供する情報が、当該外國の租稅に関する權限のある機關の職務の遂行に資する目的以外の目的で使用されるおそれがあると認められるとき、又は当該外國の租稅に関する權限のある機関が行う犯則事件の調査に使用されるおそれがあると認められるとき。	一 総務省令、財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。次条第一項第一号において同じ。）を使用する方法として総務省令、財務省令で定める方法
四 当該情報の提供を行うことが適正な執行に支障を及ぼし、その他我が国の利益を害することとなるおそれがあると認められるとき。	二 当該報告事項を記録した光ディスクその他の総務省令、財務省令で定める記録用の媒体を提出する方法
五 当該外國の租稅に関する權限のある機關から当該情報の提供の要請があつた場合にあつては、当該外國の租稅に関する權限のある機関が当該要請に係る情報を入手するために通常用いるべき手段を用いた場合と認められるとき（当該手段を用いることが著しく困難であると認められるときを除く。）。	三 前項に規定する報告対象契約とは、特定取引（当該報告事項を記録した光ディスクその他の総務省令、財務省令で定める記録用の媒体を提出する方法）を使用する方法として総務省令、財務省令で定める方法

二 当該報告事項を記録した光ディスクその他の総務省令、財務省令で定める記録用の媒体を提出する方法	四十一條の三 報告暗号資産交換業者等（租稅條約等実施特例法第十条の九第五項第一号に規定する報告暗号資産交換業者等をいう。以下この項において同じ。）は、その年の十二月三十日において当該報告暗号資産交換業者等との間でその營業所等（同項第二号に規定する營業所等をいう。第三項において同じ。）を通じて告金融機関等による報告事項の提供）
一 特定居住地国が報告対象国（報告事項に相当する事項（居住者及び内國法人に係るもの）を含む。）の提供を求めるために必要な措置	が講じられている外國として総務省令、財務省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）である者（特定居住地国が報告対象国である租稅條約等実施特例法第十条の五第八項第六号イからハまでに掲げるものに係る同号に規定する特定組合員等を含む。）が締結しているもの
二 特定居住地国が報告対象国以外の国又は地域である特定法人（租稅條約等実施特例法第十条の五第八項第四号に規定する特定法人をいう。以下この号において同じ。）で、当該特定法人に係る同項第五号に規定する実質的支配者が特定居住地国が報告対象国である特定法人が締結しているもの	二 特定居住地国が報告対象国以外の国又は地域である特定法人（租稅條約等実施特例法第十条の五第八項第四号に規定する特定法人をいう。以下この号において同じ。）で、当該特定法人に係る同項第五号に規定する実質的支配者が特定居住地国が報告対象国である特定法人が締結しているもの
三 前項に規定する報告事項に係る特定取引（報告事項の提供に關する調査について必要がある特定取引をいう。以下この条において同じ。）を行つた者（租稅條約等実施特例法第十条第一項に規定する政令で定める者を除く。）が	三 前項に規定する報告事項に係る特定取引（報告事項の提供に關する調査について必要がある特定取引をいう。以下この条において同じ。）を行つた者（租稅條約等実施特例法第十条第一項に規定する政令で定める者を除く。）が
四 報告暗号資産交換業者等（租稅條約等実施特例法第十条の九第五項第一号及び第二号）と読み替えるものとする。	四 報告暗号資産交換業者等（租稅條約等実施特例法第十条の九第五項第一号及び第二号）と読み替えるものとする。

五 当該外國の租稅に関する權限のある機關から当該情報の提供の要請があつた場合にあつては、当該外國の租稅に関する權限のある機関が当該要請に係る情報を入手するために通常用いるべき手段を用いた場合と認められるとき（当該手段を用いることが著しく困難であると認められるときを除く。）。	五 報告暗号資産交換業者等（租稅條約等実施特例法第十条の九第五項第一号及び第二号）とあるのは、「第十条の五の規定並びに外國居住者等の所得に対する相互主義による所得稅等の非課稅等に関する法律第四十一条の二第二項及び第二項」と読み替えるものとする。
一 前項の規定により提供される情報について、当該情報が外國の刑事事件の捜査又は審判を含む。）の提供を求めるために必要な措置	六 第一項に規定する報告対象契約が終了した場合の報告事項の提供の特例その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
二 特定居住地国が報告対象国（報告事項に相当する事項（居住者及び内國法人に係るもの）を含む。）の提供を求めるために必要な措置	七 国稅厅、國稅局又は税務署の当該職員は、報告事項の提供に關する調査について必要があるとときは、当該報告事項の提供をする義務がある者に質問し、その者の第一項に規定する報告対象契約に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方）で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の提示若しくは提出を求めることができる。
三 前項に規定する報告事項に係る特定取引（報告事項の提供に關する調査について必要がある特定取引を行つた者若しくはその関係者又はその行為がなかつたならば同項の規定により提供されたであろう報告事項と異なる内容の報告事項を回避することを主たる目的の一つとして当該報告事項に係る契約に關する報告事項について第一項第三号において同じ。）その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第七項及び第四十七条第一項第三号において同じ。）その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。	八 国稅厅、國稅局又は税務署の当該職員は、報告事項の提供に關する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。
四 報告暗号資産交換業者等（租稅條約等実施特例法第十条の九第五項第一号及び第二号）と読み替えるものとする。	九 前二項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
五 報告暗号資産交換業者等（租稅條約等実施特例法第十条の九第五項第一号及び第二号）とあるのは、「第十条の五の規定並びに外國居住者等の所得に対する相互主義による所得稅等の非課稅等に関する法律第四十一条の二第二項及び第二項」と読み替えるものとする。	10 国稅厅、國稅局又は税務署の当該職員は、第七項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
六 第九項に定めるもののほか、第八項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。	11 第九項に定めるもののほか、第八項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

いう。以下この条において同じ。)を行つた者は、租税条約等実施特例法第十条の十一第一項に規定する政令で定める者を除く。)が報告対象契約を締結している場合又はその年中にその者の締結していた報告対象契約が終了した場合は、租税条約等実施特例法第十条の九第一項に規定する特定対象者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び特定居住地国(租税条約等実施特例法第十条の十第一項に規定する特定居住地国をいう。次項において同じ。)、その年において当該報告暗号資産交換業者等との間で行われた同号に規定する暗号資産等売買等に係る暗号資産等(同号に規定する暗号資産等をいう。以下この項において同一の暗号資産等をいう。以下この項において同じ。)の種類ごとの名称、当該種類ごとの暗号資産等の売却又は購入の対価の額の合計額その他の総務省令、財務省令で定める事項(以下この条において「報告事項」という。)を、その年の翌年四月三十日までに、次に掲げる方法のいずれかにより、当該報告暗号資産交換業者等の本店又は主たる事務所の所在地(当該報告暗号資産交換業者等が国内に本店又は主たる事務所を有しない場合には、租税条約等実施特例法第十条の十第一項に規定する政令で定める場所)の所轄税務署長に提供しなければならない。

一 総務省令、財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織を使用する方法として総務省令、財務省令で定める方法

二 当該報告事項を記録した光ディスクその他

三 第五項第六号イからハまでに掲げるものに係る契約のうち次に掲げるものをい。

一 特定居住地国が報告対象国(報告事項に相当する事項(居住者及び内国法人に係るものと含む)の提供を求めるために必要な措置が講じられている外国として総務省令、財務省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)である者(特定居住地国が報告対象国である租税条約等実施特例法第十条の九第五項第六号イからハまでに掲げるものに係る同号に規定する特定組合員等を含む。)が締結しているもの

二 特定居住地国が報告対象國以外の国又は地域である特定法人(租税条約等実施特例法第六

4 いう。以下この条において同じ。)

5 報告暗号資産交換業者等は、第一項の規定により報告事項を提供した場合には、総務省令、財務省令で定めるところにより、当該報告事項に係る契約が終了した日の属する年の翌年から五年間、保存しなければならない。

6 報告暗号資産交換業者等との間で締結している第一項に規定する報告対象契約の他に当該報

7 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、報告事項の提供に関する調査について必要があるとしたならば同項の規定により提供されたであろう報告事項と異なる内容の報告事項を提供されることを主たる目的の一つとして当該行為(当該暗号資産等取引に係る契約に関する報告事項に係る行為に限る。)を行つた場合又はその行為がなかつたならば同項の規定により提供されたであろう報告事項と異なる内容の報告事項を提供することを主たる目的の一つとして当該行為(当該暗号資産等取引に係る契約に関する報告事項に係る行為に限る。)を行つた場合について、同条第二項の規定はこれらの者が当該暗号資産等取引に係る契約に関する報告事項について第一項の規定による提供を回避することを主たる目的の一つとして当該報告事項に係る通常行われると認められる行為を行わなかつた場合又はその行為があつたならば同項の規定により提供されたであろう報告事項と異なる内容の報告事項を提供することを主たる目的の一つとして当該行為(当該暗号資産等取引に係る契約に関する報告事項に係る行為に限る。)を行わなかつた場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条中「前二条」とあるのは、「第十条の九の規定並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第四十一条の三第一項及び第二項」と読み替えるものとする。

8 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、報告事項の提供に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

9 前二項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

10 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第七項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

11 第九項に定めるもののほか、第八項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(道府県及び市町村に関する規定の都及び特別区への準用)

**第四十二条** この章の規定のうち、道府県に関する規定は都について、市町村に関する規定は特別区について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「道府県」、「道府県民税」又は「道府県知事」とあるのは、それぞれ「都」、「都民税」又は「都知事」と、「市町村」、「市町村民税」又は「市町村長」とあるのは、それぞれ「特別区」、「特別区民税」又は「特別区長」と読み替えるものとする。

2 地方税法第七百三十四条第二項の場合において、同項第二号に掲げるものについては、前項の規定にかかるわらず、同号に掲げる税を合わせて一の税とみなして、第十五条第十九項、第十六条第六項から第八項まで、第二十九条第二項並びに第三十八条第三項及び第四項の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものと

**第四十三条** この章に定めるもののほか、この章の規定の実施及びこれら規則の適用に關し必要な事項は、総務省令、財務省令で定める。

**第三章** 国際輸運業に係る所得に対する所徴税等の非課税

**第四十四条** 所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者(次条において「日本国民の居住者」という。)又は法人税法第二条第三号に規定する内国法人(次条において「内国法人」という。)で国際航路又は国際航空における船舶又は航空機の運航の事業(以下この条及び次条において「国際運輸業」という。)を営むものの当該事業に係る所得で国外において生じたもの(外国の法令によりその国において生じたものとされるものを含む。次条において同じ。)について当該外国が所得税又は法人税に相当する税を課さない場合には、当該外国(政令で指定するものに限る。)の居住者たる個人又は法人(当該外国に住所を有する個人、当該外国に本店若しくは主たる事務所を有する法人又はこれらに準ずる者で、政令で定めるものをいう。)の(当該外国に住所を有する個人、当該外国に本店若しくは主たる事務所を有する法人又はこれらに準ずる者で、政令で定めるものをいう。)の(当該事業に係る所得で国外において生じたものとされるものを含む。次条において同じ。)について当該外國が所得税又は法人税に相当する税を課さない場合に、当該外國(政令で指定するものに限る。)の居住者たる個人又は法人(当該外国に住所を有する個人、当該外国に本店若しくは主たる事務所を有する法人又はこれらに準ずる者で、政令で定めるものをいう。)の(当該事業に係る所得で国外において生じたものとされるものを含む。次条において同じ。)で国際運輸業を営むもの(当該事業に係る所得で所得稅法又は法人稅法又は市町村民税の非課稅)の施行地に源泉があるものに対しては、その所得稅又は法人稅に相当する税を課さない条件に応じて、所得稅又は法人稅を課さない。

**第四十五条** 日本国の居住者又は内国法人で国際運輸業を営むものの当該事業に係る所得で外國において生じたもの(所得以外のもので外国の事業税に相当する税の課稅標準とされているものを含む。)について当該外國において道府県民税(道府県民税たる都民税を含むものとし、所得割又は法人稅割に限るものとする。以下こ

の条において同じ。)、事業税又は市町村民税(市町村民税たる都民税を含むものとし、所得割又は法人税割に限るものとする。以下この条において同じ。)に相当する税を課されない場合には、都道府県又は市町村は、当該外国(政令で指定するものに限る。)の居住者たる個人又は法人で国際運輸業を営むものの当該事業に係る所得で地方税法の施行地に源泉があるもの(事業税にあつては、同法第七十二条の十二第一号に規定する付加価値額及び同条第二号に規定する資本金等の額を含む。)に対しては、その道府県民税、事業税又は市町村民税に相当する税を課されない条件に応じて、道府県民税、事業税又は市町村民税を課すことができない。

(政令への委任)

**第四十六条** 前二条に規定するもののほか、この章の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 第四章 罰則

**第四十七条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第四十二条の二第一項若しくは第四十一条の三第一項に規定する報告事項をその提供の期限までにこれららの規定による方法により税務署長に提供せず、又はこれらの規定による方法により偽りの事項若しくは第四十二条の三第三項において準用する租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第十条の七第一項若しくは第四十二条の三第三項において準用する同法第十条の十一第一項の規定によりなかつたものとされた行為若しくは第四十二条の二第三項において準用する同法第十条の七第二項若しくは第四十二条の三第三項において準用する同法第十一条の二第二項の規定によりなかつたものとされた行為を行わなかつたことに係る事項を税務署長に提供したとき。

二 第四十二条の二第七項若しくは第四十二条の三第七項の規定による当該職員の質問に対する回答せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 第四十二条の二第七項又は第四十二条の三第七項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、

又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しくは提出したとき。

八号に規定する人格のない社団等(法人税法第二条第一号に規定する人格のない社団等をいう。以下この条において同じ。)を含む。以下この項において同じ。)の代表者(人格のない社団等の管理人を含む。)又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科する。

3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

2 1 この法律は、公布の日から施行する。

改正前の外国船舶の所得税等免除に関する法律(以下「旧法」という。)により所得税又は法人税及び事業税の免除を受けることができた所得で、改正後の外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税率(第七十二条の六十五)／＼を「／第二款 法人の事業税に係る課税標準及び税率等(第七十二条の二十三の四)／第三款 法人の事業税の申告納付、更正及び決定並びに個人の事業税の賦課及び徴収(第七十二条の二十四／第七十二条の六十五)／＼を「／第二款 法人の事業税に係る課税標準及び税率等(第七十二条の六十五)／＼に改める部分に限る。)」を「／第二款 法人の事業税に係る課税標準及び税率等(第七十二条の二十一／第七十二条の四十九の九及び第六)／第三款 個人の事業税に係る課税標準及び税率等(第七十二条の四十九の七)／＼」を「／第二款 法人の事業税に係る課税標準及び税率等(第七十二条の六十五)／＼に改める部分に限る。)」とし、同法第十五条の改正規定、同法第十六条の四第二項の改正規定、同法第十七条の五第三項の改正規定(「の決定」(一)第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人に対して課する事業税)を加える部分に限る。)、同法第十九条の九第二項及び第二十条の三第五項の改正規定、同法第七十二条の九の三第五項の改正規定、同法第七十二条の二を同法第七十二条の二の二とする改正規定、同法第七十二条の改正規定、同法第七十二条の二とし、同法第二章第二節第一款中同条の前に「一条を加える改正規定、同法第七十二条の十六から第七十二条の十八までを削る改正規定、同法第七十二条の十五の改正規定、同法第七十二条の二十四とし、同条の次に二条を加える改正規定、同法第七十二条の十八までを削る改正規定、同法第七十二条の二十四の五とし、同条の次に一条を加える改正規定、同法第七十二条の二十四の七とする改正規定、同法第七十二条の十九の改正規定、同条を同法第七十二条の二十四の四とする改正規定、同法第七十二条の十六から第七十二条の十八までを削る改正規定、同法第七十二条の十五の改正規定、同法第七十二条の二十四とし、同条の次に二条を加える改正規定、同法第七十二条の十四の改正規定、同法第七十二条の十四の改正規定、同法第七十二条の四第一項第三号の改正規定(「又は同法」を「社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十号)第二条第十一項に規定する加入者保護信託又は法人税法」に改める部分に限る。)、同法第七十二条の四第一項第三号の改正規定(「労働福祉事業団」を削る部分に限る。)、同法第七十二条の五第一項第六号の改正規定(「通信・放送機構」を削る部分に限る。)、同項第四号の改正規定(「第七十二条の十四第一項及び第七十二条の二十二条の十四第一項及び第七十二条の二十三第一項及び第七十二条の二十四」を「第七十二条の二十三第一項及び第七十二条の二十三第二項及び第七十二条の二十四の七第六項」に改める部分に限る。)、同法第七十二条の五の二から第七十二条の八までの改正規定、同法第二章第二節第二款の款名の改正規定、同法第七十二条の十二並びに第七十二条の十三第六項及び第二十四条の改正規定、同法第二章第二节

第一 条 (施行期日)  
号 号抄  
この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
二 第一条中地方税法目次の改正規定(「／第二款 課税標準及び税率(第七十二条の十二／第七十二条の二十三の四)／第三款 法人の事業税の申告納付、更正及び決定並びに個人の事業税の賦課及び徴収(第七十二条の二十四／第七十二条の六十五)／＼を「／第二款 法人の事業税に係る課税標準及び税率等(第七十二条の六十五)／＼に改める部分に限る。)」を「／第二款 法人の事業税に係る課税標準及び税率等(第七十二条の二十一／第七十二条の四十九の九及び第六)／第三款 個人の事業税に係る課税標準及び税率等(第七十二条の四十九の七)／＼」とし、同法第十五条の改正規定、同法第十六条の四第二項の改正規定(「の決定」(一)第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人に対して課する事業税)を加える部分に限る。)を除く。) 同条を同法第七十二条の二十四の七とする改正規定、同法第七十二条の十九の改正規定、同条を同法第七十二条の二十四の四とする改正規定、同法第七十二条の十六から第七十二条の十八までを削る改正規定、同法第七十二条の十五の改正規定、同法第七十二条の二十四とし、同条の次に二条を加える改正規定、同法第七十二条の十四の改正規定、同法第七十二条の十四の改正規定、同法第七十二条の四第一項第三号の改正規定(「又は同法」を「社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十号)第二条第十一項に規定する加入者保護信託又は法人税法」に改める部分に限る。)、同法第七十二条の四第一項第三号の改正規定(「労働福祉事業団」を削る部分に限る。)、同法第七十二条の五第一項第六号の改正規定(「通信・放送機構」を削る部分に限る。)、同項第四号の改正規定(「第七十二条の十四第一項及び第七十二条の二十二条の十四第一項及び第七十二条の二十三第一項及び第七十二条の二十四」を「第七十二条の二十三第一項及び第七十二条の二十三第二項及び第七十二条の二十四の七第六項」に改める部分に限る。)、同法第七十二条の五の二から第七十二条の八までの改正規定、同法第二章第二節第二款の款名の改正規定、同法第七十二条の十二並びに第七十二条の十三第六項及び第二十四条の改正規定、同法第二章第二节

第一 条 (施行期日)  
号 号抄  
この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四〇年三月三一日法律第三号)  
第一条 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

(施行期日)  
六号(抄) 第一条 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四〇年三月三一日法律第三号)  
第一条 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

(施行期日)  
二 第二条 第一条の規定による改正後の国税に関する法律の規定(所得税及び法人税に関する部分に限る。)は、別段の定めがあるもののを除き、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)附則又是法人税法(昭和四十年法律第三十四号)附則の規定によりこれらの法律の規定が適用される所用される所得税及び法人税について適用し、旧所得税法(昭和十二年法律第二十七号)又は旧法人税法(昭和十二年法律第二十八号)の規定が適用される所得税及び法人税については、なお從前の例による。

第三款の款名及び第七十二条の二十四を削る改正規定、同法第七十二条の二十三の四の改正規定、同条を同法第七十二条の二十三の十とし、同条の次に一条を加える改正規定、同法第七十二条の二十四の十とする改正規定、同法第七十二条の二十四の九とする改正規定、同法第七十二条の二十三の三の改正規定、同法第七十二条の二十三の二の改正規定、同条を同法第七十二条の二十四の九とする改正規定、同法第七十二条の二十三の改正規定、同法第七十二条の二十四の八ととする改正規定、同法第七十二条の二十四の二と改定される改正規定、同法第七十二条の二十四の改定規定(同項第十号を削り、同項第十一号を同項第十号とする部分に限る。)を除く。) 同条を同法第七十二条の二十四の五とし、同条の次に一条を加える改正規定、同法第七十二条の二十四の七とする改正規定、同法第七十二条の十九の改正規定、二条の二十一を削る改正規定、同法第七十二条の二十の改正規定、同条を同法第七十二条の二十四の四とする改正規定、同法第七十二条の十六から第七十二条の十八までを削る改正規定、同法第七十二条の十五の改正規定、同法第七十二条の二十四とし、同条の次に二条を加える改正規定、同法第七十二条の十四の改正規定、同法第七十二条の十四の改正規定、同法第七十二条の四第一項第三号の改正規定(「又は同法」を「社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十号)第二条第十一項に規定する加入者保護信託又は法人税法」に改める部分に限る。)、同法第七十二条の四第一項第三号の改正規定(「労働福祉事業団」を削る部分に限る。)、同法第七十二条の五第一項第六号の改正規定(「通信・放送機構」を削る部分に限る。)、同項第四号の改正規定(「第七十二条の十四第一項及び第七十二条の二十二条の十四第一項及び第七十二条の二十三第一項及び第七十二条の二十四」を「第七十二条の二十三第一項及び第七十二条の二十三第二項及び第七十二条の二十四の七第六項」に改める部分に限る。)、同法第七十二条の五の二から第七十二条の八までの改正規定、同法第二章第二節第二款の款名の改正規定、同法第七十二条の十二並びに第七十二条の十三第六項及び第二十四条の改正規定、同法第二章第二节

条を加える改正規定、同法第七十二条の四十  
二の改正規定、同法第七十二条の四十三の改  
正規定（同条第二項の改正規定を除く。）、同  
法第七十二条の四十四から第七十二条の四十  
六まで、第七十二条の四十八及び第七十二条  
の四十九の改正規定、同条の次に五条、款名  
及び八条を加える改正規定、同法第七十二条  
の五十第一項、第七十二条の五十四第二項、  
第七十二条の五十五、第七十二条の五十九、  
第七十二条の六十、第七十二条の六十二から  
第72条の六十四まで、第七十二条の七十  
一、第七十二条の八十七及び第七十三条の四  
第一項第十三号の改正規定、同項に二号を加  
える改正規定（同項第三十五条号に係る部分に  
限る）、同法第三百四十八条第二項第二号の  
四及び第十六号の改正規定、同項に四号を加  
える改正規定（同項第三十九号に係る部分に  
限る）、同法第三百四十九条の三第四十項の  
改正規定（「通信・放送機構」を「独立行政  
法人情報通信研究機構」に改める部分に限  
る）、同法第四百四十七条第一項及び附則第  
三条の二第二項の改正規定、同法附則第九条  
第一項の改正規定（平成十五年三月三十一  
日）を「平成十七年三月三十一日」に改める  
部分を除く。）及び同条第二項の改正規定（  
「第七十二条の十四第八項第一号」を「第七  
十二条の二十四の二第二項第一号」に改める  
部分に限る。）、同法附則第九条の二、第九条  
の五及び第十二条の三第一項の改正規定、同  
部の改正規定（「エネルギーの使用の  
合理化に関する法律」の下に「（昭和五十四  
年法律第四十九号）を加える部分及び「附  
则第三十二条第六項」を「附則第三十二条第  
七項」に改める部分を除く。）並びに同法附  
则第四十条の改正規定並びに次条第二  
项、附則第四条第一項、第四项、第六项及  
第七项、第五条、第九条並びに第十一项第三  
项の規定、附则第二十九条の規定（地方交付  
税法第十四条第二項の改正規定に限る。）、附  
则第三十一条及び第三十二条の規定、附则第  
三十七条の規定（地方特例交付金等の地方財  
政の特別措置に関する法律第二条第二項及び  
第三項の改正規定に限る。）並びに附则第三  
十八条第二項の規定（平成十六年四月一日  
（外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相  
互主義による所得税等の非課税に関する法律の  
一部改正に伴う経過措置）

の国際運輸業に係る所得に対する相互主義によ  
る所得税等の非課税に関する法律の一部改正に  
伴う経過措置）

第三十二条（前条の規定による改正後の外国人等  
の国際運輸業に係る所得に対する相互主義によ  
る所得税等の非課税に関する法律の一部改正に  
伴う経過措置）

第三十二条の五十五、第七十二条の五十九、  
第七十二条の六十、第七十二条の六十二から  
第七十二条の六十四まで、第七十二条の七十  
一、第七十二条の八十七及び第七十三条の四  
第一項第十三号の改正規定、同項に二号を加  
える改正規定（同項第三十五条号に係る部分に  
限る）、同法第三百四十八条第二項第二号の  
四及び第十六号の改正規定、同項に四号を加  
える改正規定（同項第三十九号に係る部分に  
限る）、同法第三百四十九条の三第四十項の  
改正規定（「通信・放送機構」を「独立行政  
法人情報通信研究機構」に改める部分に限  
る）、同法第四百四十七条第一項及び附則第  
三条の二第二項の改正規定、同法附則第九条  
第一項の改正規定（平成十五年三月三十一  
日）を「平成十七年三月三十一日」に改める  
部分を除く。）及び同条第二項の改正規定（  
「第七十二条の十四第八項第一号」を「第七  
十二条の二十四の二第二項第一号」に改める  
部分に限る。）、同法附則第九条の二、第九条  
の五及び第十二条の三第一項の改正規定、同  
部の改正規定（「エネルギーの使用の  
合理化に関する法律」の下に「（昭和五十四  
年法律第四十九号）を加える部分及び「附  
则第三十二条第六項」を「附則第三十二条第  
七項」に改める部分を除く。）並びに同法附  
则第四十条の改正規定並びに次条第二  
项、附则第四条第一項、第四项、第六项及  
第七项、第五条、第九条並びに第十一项第三  
项の規定、附则第二十九条の規定（地方交付  
税法第十四条第二項の改正規定に限る。）、附  
则第三十一条及び第三十二条の規定、附则第  
三十七条の規定（地方特例交付金等の地方財  
政の特別措置に関する法律第二条第二項及び  
第三項の改正規定に限る。）並びに附则第三  
十八条第二項の規定（平成十六年四月一日  
（外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相  
互主義による所得税等の非課税に関する法律の  
一部改正に伴う経過措置）

る所得税等の非課税に関する法律第一条の規定  
は、平成十六年四月一日以後に開始する事業年  
度に係る法人の事業税及び同日以後の解散によ  
る清算所得に対する事業税について適用し、同  
日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及  
び同日前の解散による清算所得に対する事業税  
については、なお従前の例による。

附 則（平成一八年三月三一日法律第七  
号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施  
行する。  
（施行期日）  
第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から起算して一  
年を超えない範囲内において政令で定める日  
当該各号に定める日から施行する。  
一から四まで 略

五 次に掲げる規定 公布の日から起算して一  
年を超えない範囲内において政令で定める日  
を超えない範囲内において政令で定める日  
当該各号に定める日から施行する。

六 略

七 次に掲げる規定 平成三十年一月一日  
イ 第八条中外国人等の国際運輸業に係る所  
得に対する相互主義による所得税等の非課  
税に関する法律第一条を同法第四十四条と  
し、同条の前に一条、一章及び章名を加え  
る改正規定（第四十条に係る部分に限る。）  
及び附則第五十六条第三十四項から第三十  
七項までの規定

（外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相  
互主義による所得税等の非課税に関する法律の  
一部改正に伴う経過措置）

この附則に別段の定めがあるものを除き、個  
人の道府県民税（個人の都民税を含む。以下こ  
の条において同じ。）、個人の市町村民税（個人  
の特別区民税を含む。以下この条において同  
じ。）及び個人の事業税に関する外國居住者等  
所得相互免除法（第三十四条を除く。）の規定  
は、適用開始年の翌年の四月一日の属する年度  
（以下この条において「適用開始翌年度」とい  
う。）以後の年度分の個人の道府県民税、個人  
の市町村民税又は個人の事業税について適用す  
る。

この附則に別段の定めがあるものを除き、法  
人の道府県民税（法人の都民税を含む。以下こ  
の条において同じ。）、法人の市町村民税及び法  
人の事業税に関する外國居住者等所得相互免除  
法の規定は、適用事業年度分若しくは適用連結  
事業年度分の法人の道府県民税若しくは法人の  
市町村民税又は適用事業年度に係る法人の事業  
税について適用する。

4 外國居住者等所得相互免除法第七条第一項か  
ら第四項までの規定は、適用開始日以後にこれ  
らの規定に規定する外國居住者等、外國法人若  
しくは非居住者が支払を受けるべき対象事業所  
得（同条第一項若しくは第二項に規定する外國  
居住者等の所得として取り扱われるもの、同条  
第三項に規定する外國居住者等の所得として取  
り扱われる部分又は同条第四項に規定する團体  
の所得として取り扱われるものをいう。以下こ  
の項において同じ。）又は適用開始日以後にこ  
れらの者が支払を受けるべき対象事業所得に係  
る適用開始年分以後の所得税若しくは適用事業  
年度分の法人税について適用する。

5 外國居住者等所得相互免除法第七条第五項及  
び第六項の規定は、適用開始日以後にこれら  
の規定に規定する非居住者、外國法人、居住者又  
は国内法人が支払を受けるべきこれらの規定に  
適用する場合を含む。）並びに第九項から第十一  
項まで（これらの規定を外國居住者等所得相  
互免除法第十二条第五項及び第十六条第二項に  
おいて準用する場合を含む。）、第四項から第六  
項まで（これらの規定を外國居住者等所得相  
互免除法第十二条第六項及び第十六条第三項にお  
いて準用する場合を含む。）、並びに第九項から第十一  
項まで（これらの規定を外國居住者等所得相  
互免除法第十二条第八項及び第十六条第五項にお  
いて準用する場合を含む。）の規定は、適用開  
始日以後にこれら

規定期の第三回国体対象事業所得又は特定対象  
事業所得について適用する。

一日である場合には、同年。以下この条において  
て「適用開始年」という。）分以後の所得税又  
は法人の第五号施行日の属する年の翌年一月一  
日（第五号施行日が平成二十九年一月一日であ  
る場合は、同日。以下この条において「適用  
開始日」という。）以後に開始する事業年度  
（以下この条において「適用事業年度」とい  
う。）の法人税若しくは適用開始日以後に開始  
する連結事業年度（以下この条において「適用  
連結事業年度」という。）分の法人税につい  
て適用する。

この附則に別段の定めがあるものを除き、個  
人の道府県民税（個人の都民税を含む。以下こ  
の条において同じ。）、個人の市町村民税（個人  
の特別区民税を含む。以下この条において同  
じ。）及び個人の事業税に関する外國居住者等  
所得相互免除法第十二条第七項及び第十四条第  
十五項（外國居住者等所得相互免除法第六項における  
准用する場合を含む。）、第八項（外國居住者等  
所得相互免除法第十二条第七項及び第十五条第  
十三項における準用する場合を含む。）、第十项  
(外國居住者等所得相互免除法第十二条第八項  
及び第十五条第十四項における準用する場合を  
含む。）、第十二項（外國居住者等所得相互免除  
法第十二条第九項及び第十五条第十五項における  
准用する場合を含む。）、第十四項（外國居住  
者等所得相互免除法第十二条第十項及び第十五  
項第十六項における準用する場合を含む。）、第五  
条第十六項における準用する場合を含む。）、第五  
条第十一項及び第十二条第十七項において準用す  
る場合を含む。）及び第十五条第十七項において準用す  
る場合を含む。）、第十八項（外國居住者等所得  
相互免除法第十二条第十九項及び第十五条第  
二十項における準用する場合を含む。）、第十九項  
（外國居住者等所得相互免除法第十二条第二十  
項及び第十六条第二十一項における準用する場  
合を含む。）並びに第十九項から第十一項まで  
（外國居住者等所得相互免除法第七条第五項及  
び第六項の規定は、適用開始日以後にこれら  
の規定に規定する非居住者、外國法人、居住者又  
は国内法人が支払を受けるべきこれらの規定に  
適用する場合を含む。）の規定は、適用開  
始日以後にこれら





得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八条第一項、第十二条第四項及び第十六条第一項の改正規定に限る。)、第三十五条、第三十六条、第三十八条(租税特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)第十九条の改正規定に限る。)の規定 平成三十年四月一日

五 第二条中地方税法第二十三条第一項及び第二項、第三十四条、第三十七条第一号イの表、第七十五条の二、第二百九十二条第一項及び第二項、第三百十一条、第三百十四例の二、第三百十四条の六第一号イの表並びに第七百条の五十二第二項の改正規定並びに同法附則第三条の三、第四条第七項第一号及び第十三項第一号、第四条の二第七項第一号及び第十三項第一号、第三十三条の二第二项第一号及び第七项第一号、第三十三条の三第三项第一号及び第七项第一号、第三十四条第三项第一号及び第六项第一号、第三十五条第四项第一号及び第八项第一号、第三十五条第二项第四项第一号及び第八项第一号、第三十五条的三の二、第三十五条的三の三、第三十五条的三の四第二项並びに第三十五条的四第二项第一号及び第五项第一号の改正規定並びに附則第六条、第十六条、第三十二条(前号に掲げる改正規定を除く。)、第三十四条、第三十八条(前号に掲げる改正規定を除く。)及び第四十条の規定 平成三十一年一月一日

(外國居住者等の所得に対する相互主義による所得税等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)  
第三十三条 附則第三十一条の規定による改正後の外國居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(以下この条例において「新外國居住者等所得相互免除法」という。)第八条第二項及び第四項の規定は、平成三十年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十九年度分までの個人の道府県民税については、なお從前の例による。  
2 新外國居住者等所得相互免除法第八条第五項の規定は、平成二十九年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

4 新外國居住者等所得相互免除法第八条第十項の規定は、平成二十九年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十九年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

3 新外國居住者等所得相互免除法第八条第十項の規定は、平成二十九年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十九年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 附 則 (平成二九年三月三一日法律第四号)抄 (施行期日)  
第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 及び 二 略  
三 次に掲げる規定 平成二十九年十月一日

4 第二条、第九条中外國居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第四十条第三項及び第六项から第九项までの特例等)に規定する新株予約権によるもの並びにこれら以外のもので、「並びに第三項」を「及び第三項」に改める部分に限る。)、同法第四十三条第十一項及び第十四項の改正規定、同法第五十四条の改正規定、同法第五十四条の二の改正規定、同法第五十四条第三項及び第四项の改正規定、同法第五十七条第三項及び第四项の改正規定、同法第五十七例の二第二项の改正規定、同法第六十一条の二第二项の改正規定、同法第六十二条の七第一项の改正規定、同法第六十二条の九第一项の改正規定、同法第七十一条に一項を加える改正規定、同法同法第六十一条の十二第二项の改正規定、同法第六十二条の七第一项の改正規定、同法第六十二条の九第一项の改正規定、同法第七十一条に一項を加える改正規定、同法第八十一条の十第二项の改正規定、同法第八十一条の十九に一項を加える改正規定、同法第八十一条の十九に一項を加える改正規定、同法第一百三十二条の二の改正規定並びに同法第一百四十四条の三に一項を加える改正規定並びに附則第十一条第二项、第十四条第二项、第十五条、第二十条、第二十四条、第二十七条及び第一百七条の規定

5 及び六 略  
三 附 則 (平成二〇年三月三一日法律第三号)抄 (施行期日)  
第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 及び 二 略  
三 第一条中地方税法第十九条の七第一项ただし、同号の次に一号を加える改正規定、同条第十二号の六の四を同条第十二号の六の六の二の二とし、同条第十二号の六の二の三とし、同号の次に一号を加える改正規定、同条第十二号の六の三を同条第十二号の六とし、同号の次に一号を加える改正規定、同条第十二号の九イの改正規定、同条第十二号の二第一項及び第三百一十二条第一項及び第六项の改正規定、同条第十二号の十四の改正規定、同条第十二号の十八を同条第十二号の十九とする改正規定、同条第十二号の二第一項及び第三百一十二条第一項及び第六项の改正規定並びに同法附则第三十一条の二第三项及び第六项の改正規定並びに同法附则第三十一条第二项及び第三十五条の規定は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

2 新外國居住者等所得相互免除法第四条の二の第二项の改正規定並びに同法附则第三十一条の二第三项及び第六项の改正規定並びに同法附则第三十一条第二项及び第三十五条の規定は、





結子法人の連結親法人事業年度が五号施行日前に開始した連結事業年度を含む。) 分の道府県民税については、旧外国居住者等所得相互免除法第三十八条第一項及び第二項の規定は、なおその効力を有する。

五号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が五号施行日前に開始した事業年度を含む。) 分の法人の市町村民税及び五号施行日前に開始した連結事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が五号施行日前に開始した連結事業年度を含む。) 分の市町村民税に開始した連結事業年度を含む。) 分の市町村民税について、旧外国居住者等所得相互免除

法第三十九条第三項及び第四項の規定は、なおその効力を有する。

五号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が五号施行日前に開始した事業年度を含む。) に係る法人の事業税については、旧外国居住者等所得相互免除法第三十九条第五項及び第六項の規定は、なおその効力を有する。

#### 附 則

(令和二年三月三一日法律第八号)抄

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 略

第二次に掲げる規定 令和三年一月一日

イ からハまで 略

二 第十七条中外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十三条第三項の改正規定及び附則第三十一条第一項の規定

第三次に掲げる規定 令和四年四月一日

イ ロ 第三条の規定(同条件下法人税法第五十二条第一項の改正規定(同項第一号に係る部分を除く。)及び同法第五十四条第一項の規定)

イ 略

イ ロ 第三条の規定(同条件下法人税法第五十二条第一項の改正規定(同項第一号に係る部分を除く。)及び同法第五十四条第一項の規定)

イ ロ 第四十九条(第三十二条第五項の改正規定に限る。) 第百四十三条(第五十条)

イ (地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号) 第二百六十条の二第十六項の改正規定に限る。) 第一百五十一条から第一百五十六条

まで、第百五十九条から第百六十二条までの制限等に関する法律(平成十三年法律第一百三十一号) 第五十八条第一項の改正規定に限る。) 第百六十四条、 第百六十五条及び第百六十七条の規定

ハ からリままで 略

ヌ 第十七条の規定(同条件下外国人居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十三条第三項の改正規定、同法第四十一条の二の改正規定及び同法第四十七条の改正規定を除く。)

(連結納稅制度の改正に伴う経過措置の原則)

第二十一条 別段の定めがあるものを除き、法人的令和四年四月一日前に開始した事業年度(旧事業年度を含む。) の所得に対する法人税及び連結法人

税等の非課税等に関する法律(以下この条において「新外国人居住者等所得相互免除法」という。) 第三十三条第三項の規定は、令和三年一月一日以後の期間に対応する同項に規定する加算金について適用し、同日前の期間に対応する同項の規定による改正前の外国人居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(以下この条において「旧外国人居住者等所得相互免除法」という。) 第三十三条第三項の規定による改正前の外国人居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(次項において「旧外国人居住者等所得相互免除法」という。) 第三十三条第三項に規定する加算金については、なお從前の例によることとする。

二 第二十一項の規定は、施行日の属する年以後の各年の十二月三十日において同項に規定する報告金融機関等との間でその同項に規定する營業所等を通じて同項に規定する特定取引を行つた者が締結している同項の報告対象契約に係る同項に規定する報告事項の提供について適用し、施行日の属する年の前年以前の各年の十二月三十日において旧外国人居住者等所得相互免除法第四十一条の二第一項に規定する報告金融機関等との間でその同項に規定する營業所等を通じて同項に規定する特定取引を行つた者が締結している同項の報告対象契約に係る同項に規定する報告事項の提供について適用し、

三 新外国人居住者等所得相互免除法第四十一条の二第三項の規定は、施行日以後に同項の特定取引に係る契約に関する報告事項に係る行為を行つた、又は特定取引に係る契約に関する報告事項に係る通常行われると認められる行為を行わなかつた場合について適用する。(罰則に関する経過措置)

四 第百七十二条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。) の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお從前の例によることとされた場合及びこの附則の規定によりなお從前の例によることとされる場合を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用について

は、なお從前の例による。

(政令への委任)

第五十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令

で定める。

第六十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。) の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお從前の例によることとされ

る場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用について

は、なお從前の例による。

税法等の一部を改正する法律の規定は、なおその効力を有する。  
國居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(以下この条において「新外国人居住者等所得相互免除法」という。) 第三十三条第三項の規定は、令和三年一月一日以後の期間に對応する同項に規定する加算金について適用し、同日前の期間に對応する同項の規定による改正前の外国人居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(次項において「旧外国人居住者等所得相互免除法」という。) 第三十三条第三項に規定する加算金については、なお從前の例によることとする。

二 第二十一項の規定は、施行日の属する年以後の各年の十二月三十日において同項に規定する報告金融機関等との間でその同項に規定する營業所等を通じて同項に規定する特定取引を行つた者が締結している同項の報告対象契約に係る同項に規定する報告事項の提供について適用し、

三 第二十二条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。) の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお從前の例によることとされた場合及びこの附則の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用について

は、なお從前の例による。

(政令への委任)

第四十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。) の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお從前の例によることとされ

る場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の

施行後にした行為に対する罰則の適用について

は、なお從前の例による。

(政令への委任)

第二百七十二条 この附則に規定するもののか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和三年三月三一日法律第一号)抄

(施行期日)

一から四まで 略

五 次に掲げる規定 令和四年一月一日

(附則第一号)抄

(施行期日)

